



<http://www.pa-kai.com>

第**29**号

平成22年10月

# 目次

---

## ご挨拶

1) P A会幹事長挨拶	伊 東 忠 重	2
2) 日本弁理士会副会長挨拶	狩 野 彰	4
3) 日本弁理士会執行理事挨拶	村 田 実	6
4) 日本弁理士会常議員挨拶	野 上 晃	7
5) 日本弁理士クラブ幹事長挨拶	岡 部 讓	8
6) P A会協議委員長挨拶	神 林 恵美子	9

## 弁理士会役員等立候補予定者からのご挨拶

1) 副会長立候補挨拶	井 出 正 威	10
2) 常議員立候補挨拶	福 田 賢 三	11
3) 常議員立候補挨拶	佐々木 定 雄	12
4) 常議員立候補挨拶	板 垣 忠 文	13
5) 常議員立候補挨拶	金 井 建	14

## 実務系委員会の活動状況

1) 特許委員会	上 山 浩	15
2) 意匠委員会	林 美 和	16
3) 商標委員会	佐 藤 俊 司	17
4) ソフトウェア委員会	岩 見 晶 啓	18
5) バイオ・ライフサイエンス委員会	小 合 宗 一	19
6) 著作権委員会	野 田 薫 央	20
7) 不正競争防止法委員会	高 橋 菜穂恵	21

## 特集

企業弁理士 VS 事務所弁理士 座談会 — P A会の同志として—	22
-----------------------------------	----

## 幹事会作業部会の会務報告

1) 政策部会	井 出 正 威	28
2) 庶務Ⅰ部会	遠 山 敬 一	29
3) 庶務Ⅱ部会	林 篤 史	30
4) 庶務Ⅲ部会	鈴 木 大 介	31
5) 会計部会	市 東 篤	31
6) 人事部会	藤 谷 史 朗	32

7) 企画Ⅰ部会	谷崎政剛	33
8) 企画Ⅱ部会	金井建	33
9) 研修部会	渡辺伸一	34
10) 組織部会	野上晃	34
11) 中部部会	鈴木学	35
12) 会報部会	穂坂道子	35

## 行事報告

1) 研修会報告	渡辺伸一	36
2) 納涼会報告	谷崎政剛	38
3) 旅行会報告	金井建	39

## 同好会活動報告

1) ゴルフ同好会	越智隆夫	41
2) 麻雀同好会	杉本文一	42
3) テニス同好会	平山洲光	43
4) ボウリング同好会	鈴木利之	44
5) スキー同好会	田中勲	45
6) スクーバダイビング同好会	中野圭二	46
7) ソフトボール同好会	蔵合正博	48

新会員の紹介		49
--------	--	----

PA会運営資金にご寄付いただいている先生方		57
-----------------------	--	----

叙勲・褒章受章者（昭和37年以降）		59
-------------------	--	----

PA会関係歴代弁理士会理事（大正5年－昭和30年）		61
---------------------------	--	----

PA会関係歴代幹事長・弁理士会理事（昭和31年以降）		62
----------------------------	--	----

PA会会員歴代常議員（大正11年以降）		65
---------------------	--	----

特許庁関係各種委員（昭和31年以降）		69
--------------------	--	----

PA会会則・PA会慶弔規定		76
---------------	--	----

PA会入会申込書・住所変更届		78
----------------	--	----



## PA会幹事長挨拶

PA会幹事長 伊東忠重

平成22年1月のPA会総会において、幹事長に選任していただき、2月1日より幹事長に就任して以来、約8ヶ月が経過致しました。

PA会会員の皆様には、平素より、ご支援、ご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

PA会は、大正11年（1922年）に創設され、約90年の歴史を有する組織であります。創設以来、長年に亘って日本弁理士会の役員・委員を多数輩出し、日本弁理士会の会務に対して多くの貢献をし続けてきました。

昨年暮れに、このような伝統あるPA会の幹事長の就任依頼が私に参り、当初は、自分に幹事長が務まるのであろうか、と困惑致しました。しかしながら、このような機会は滅多になく、また平素よりお世話になっておりますPA会に微力ながら貢献できる良い機会であると思い、快くお受け致しました。そして、お受けした以上は、諸先輩方のご経験に基づくアドバイスや、若手の方の斬新なご意見を素直に受け入れ、PA会の運営に全力を尽くそうと決意致しました。

PA会は、現在、中部部会の会員を含めて総計800名以上の、会派としては最大級の規模を有しております。PA会が日本弁理士会を支える会派として重要な役割を担い、PA会から日本弁理士会等への提言が益々重要になってきていることは言うまでもありません。

一方、近年、弁理士試験合格者数が急激に増加

しております。この近年の弁理士試験合格者数の急激な増加は、これまでのPA会、日本弁理士会の運営に大きな影響を与えるものであり、PA会としても時代の変化に対応する必要があります。

今まで以上に、日本弁理士会の会員と弁理士試験の合格者に対し、PA会の魅力をアピールし、PA会の会員数の増加を図ると共に、多くのPA会会員が会務、行事等に積極的に参加していただける土壌作り（例えば、研修の一層の充実化、PA会会員間の親睦の場の拡充、ホームページ等のPA会の広報活動の活発化等）を行って、会の活性化・組織力の強化を図る必要があると、幹事長就任時に考えました。

そこで、本年度のPA会のスローガンを、「更なる活性化のために」とし、各作業部会の幹事を若手の先生方、今まで幹事会のメンバーとは異なる先生方にもお願いし、ベテランの先生方と若手の先生方とのバランスをとるように致しました。

幹事会は、幹事長、幹事長代行、副幹事長、幹事相談役、常任幹事、作業部会幹事等から構成されており、ほぼ毎月1回、定例幹事会を開催しております。また、緊急の事項につきましては、幹事会メーリングリストを用いて審議しております。毎回、多数の幹事の方に、お忙しい中ご出席いただき、各種事項につき活発な議論・審議を行っています。



第1回幹事会メンバーの集合写真



幹事会風景



幹事会後にちょっと一杯

また、PA会の実際の運営に大きく寄与するのが作業部会です。各作業部会は数多くの会員の声をPA会の運営に直接反映させることができるように、年齢、性別を問わず広い範囲から集められた多くの部会員から構成されています。この場をお借りしまして、作業部会の会員の先生方の日頃

の活動に心より感謝を申し上げます。

最後になりましたが、残りの数ヶ月、幹事長として努力していく所存です。PA会会員の皆様におかれましては、更なるご指導・ご鞭撻を賜りたく、何卒宜しくお願い申し上げます。



日本弁理士会副会長挨拶

## 会務のご報告

日本弁理士会副会長 狩野 彰

### 1. はじめに

平成22年度日本弁理士会副会長に就任してから5ヶ月経過しました。

この間に、伊東幹事長をはじめPA会の先生方のご支援とご協力を賜り、会務を順調に行うことができましたことに厚く御礼申し上げます。

さて、私の担当する委員会等は、国際活動センター、産業競争力推進委員会、バイオーライフサイエンス委員会、農林水産知財対応委員会、知的財産政策推進本部、総合政策検討委員会、及び監事会です。これら委員会等における会務については日弁会報第34号とパテント誌において報告する予定ですので省略いたします。

したがって、その他の全般的な会務について、時系列に沿って説明することにいたします。

### 2. 就任前の準備

当選後、すぐに次年度会務検討委員会がスタートし3月末まで毎週火曜に開催されました。次年度（平成22年度）正副会長（筒井会長、松浦、世良、稲岡、小宮、狩野、山崎、正林、鈴木一永 副会長予定者）が出席し、平成21年度の副会長、機関長、委員長から委員会等の活動、次年度の事業計画案、次年度の予算案について講義を受け、質問、議論を行いました。その中で、「研修所からのICタグシステム導入案」、「監事会からの指摘」、「関東支部の研修予算案」、「予算の一律10%削減要請」、「会費値下げによる問題点」について大いに議論しました。会務全般や予算・財務について集中的に勉強しました。さらに、群馬県伊香保で一泊の合宿を行い、平成22年度会務の準備を楽しく行いました。

並行して、1月から次年度人事検討委員会がスタートし、委員会等の人選が行われました。担当する委員会等の人事について常に情報を把握しました。

### 3. 本年度会務スタート

4月1日に副会長に就任し、待ちに待った平成

22年度会務が始まりました。

初めに、特許庁、知的財産戦略本部、発明協会、AIPPI、日本知的財産協会、知財高等裁判所、最高裁判所への挨拶回りを正副会長全員で行いました。

また、担当する委員会等の立ち上げを4月中に完了するために、諮問事項、委嘱事項などを委員会ごとに準備しました。従来の実績と事業計画を考慮して本年度末までにまとめていただきたい事項を整理する作業です。

休む間もなく、定期総会への準備に取り掛かりました。三派への説明会、常議員会による承認を経て、総会議案がまとまります。そして、定期総会を開催し、議案について、説明、質問、意見、討論の後に、承認をいただきました。

なお、会員総数が8,800名に近付いているため、総会成立や議案承認のために必要な出席者数や委任状数が2,900名などとなり、越えなければならぬハードルがますます高くなってきました。これをクリアするため、委任状の提出を容易にし、多数の委任状が本会に届くように、「圧着はがき」の委任状用紙が用いられるようになりました。この「圧着はがき」委任状用紙は私、狩野のオリジナルの考案です。内規改正のみで実施できるアイデア（もちろん、郵便法に違反しません。）として、昨年度の総合政策検討委員会の答申書として提案したものです。圧着はがきをはがして、受任者を特定しない委任状を郵送で本会へ提出する場合に、郵便代を受取人払いとしているのが特徴です。

次に、6月に入ると「支部回り」が始まります。全国9支部へ順に訪れて、支部会員との意見交換を行うとともに、各地域の経済産業局等へ挨拶に回りました。

そして、7月に入り、「弁理士の日祝賀会」を開催し、中旬には初めての「支部サミット」を福岡県において開催しました。各支部から支部長と一名の副支部長が出席し、本会からは執行役員会（正

副会長と執行理事)、知的財産支援センター長、広報センター長が参加して、一泊二日で各支部の活動や問題点について発表しディスカッションを行いました。さらに、お酒を飲みながらのコミュニケーション(「ノミネーション」)も方々で盛り上がっていました。今回の支部サミットを契機として支部間の情報交換が今後ますます円滑に活発に行われることが期待されます。

#### 4. まとめにかえて

本年度は政府の政権交代の影響を受け、知的財産推進計画2010に目新しいトピックスは見当たらないように思います。

しかしながら、特許出願手続に不慣れな中小企業のための「特許パック料金制度」について、うわさがマスコミなどで流布されていますが、代理人手数料のさらなる低額化への口実になる可能性があり、弁理士の生活を苦しめるおそれがありますので、執行役員会は、関連ワーキンググループや日本弁理士政治連盟と協力して、「絶対反対」の見解を外部へ発信し続けています。

また、弁理士の数と質の充実を図って、弁理士業界の経済的危機を早期に解決するために、弁理士試験制度検討委員会を立ち上げ、弁理士に有利なアンケート結果を多く集める工夫を行っています。

さらに、弁理士による新しいビジネスを創出するために、「ビジネス・サポート・センター」設立の準備を行っています。著作権ビジネスなど周辺業務、新規業務を始めようとする弁理士に、日本弁理士会に持ちかけられた周辺業務、新規業務に関する収益業務を紹介して、ビジネスを行ってもらうように管理、支援する機関を創設することを検討しています。

平成22年度は筒井大和会長の2年目にあたり、マニフェストに謳われている事業目標を実現し完成する年であります。「筒井大和」丸が多くの収穫を載せて母港に戻ってくるために後半も全力で努力してまいります。したがいまして、是非とも引き続きP A会の皆様の変わらぬご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。





## 日本弁理士会執行理事挨拶

日本弁理士会執行理事 村田 実

昨年度の役員選挙において常議員に選出して頂き、常議員の立場から執行理事として活動しております。本年度は、筒井会長の他、副会長8名、執行理事11名にて執行役員会を構成しています。

執行役員会は、原則として、毎週水曜の午前10時30分に開始され、昼食をはさんで午後3時前後まで開催されます。副会長は、担当も多く、私が副会長を努めたときよりも大分忙しくなっているなという印象です。

筒井会長は、2期目ということで、執行役員会の運営は非常にスムーズに行われております。また、2期目ということは、会長選挙の際の公約についてそれなりの結果を出さねばならない年であり、会期末に向けて忙しくなりそうです。

本年度は、特に、弁理士試験合格者数の大幅増員と、特許出願件数の大幅な減少とがトピックス的に大きな問題となっております。前者については、急激に合格者数を減らすことは難しく、弁理士1万人体制は2～3年後には実現してしまいそうです（現在の弁理士数は8730名程度）、合格者数を相当に減少させない限り、弁理士2万人体制は相当に実現性の高いものになってしまいそうですし、それ以上に増えてしまう可能性もあります。また、後者にあっては、不景気の影響もあり、出願件数を大幅に増加させる特効薬もなく、しばらくは特許事務所の経営に難しい舵取りが要求され

ます。

私の担当は、知的財産政策推進委員会と業務対策委員会です。知的財産政策推進委員会では、9月末頃までに知的財産推進計画2010についての意見のとりまとめを行うことと、その後の知的財産推進計画2011に向けての提言をまとめることが大きな課題です。知的財産推進計画2010については、弁理士が大きく関係する「中小企業等に対する知的財産に関するワンストップサービス」について、良い意見がまとめられればと思っております。

業務対策委員会は、非弁対策となりますが、本年度は、特許庁の担当部署との話し合いの場をもつことができ、特許庁においても非弁活動について積極的になるよう要望しました。また、どのような行為が非弁活動になるのかを明確にするために、この分野に詳しい有識者（法学者になると思われま）す）に、弁理士の専門業務（具体的な業務内容）についての鑑定書を作成してもらおう予定になっております。

本年度は、会長選挙のある年であり、立候補者もかなりの数になるといううわさです。執行役員は役員選挙に関与しないという立場から、選挙については傍観者の立場ですが、PA会で推薦した候補者が無事当選できることを祈念しております。

以上、非常に簡単ですが、ご挨拶とさせていただきます。



## 日本弁理士会常議員挨拶

## 常議員制度と活動報告

日本弁理士会常議員 野上 晃

私は、平成22年度にP A会の推薦をいただき立候補し、無投票にて当選させて戴きました。お忙しい中、応援団長をはじめ熱心に選挙運動をして戴いた方々の賜物と感謝すると共に心から御礼申し上げます。

先ず、日本弁理士会会則における常議員に関する規定の概要をご紹介します、本年度の活動をご報告したいと思います。

## 【常議員制度について】

常議員会は、総会に先立って執行役員会（会長、副会長、執行理事）の提案を事前に審議することを主な役割としています。ちなみに、常議員会の審議事項は、会則78条において以下のように規定されています。

- (1) 総会に付する議案に関する事項
  - (2) 総会から委任された事項
  - (3) 会規の制定、改正又は廃止に関する事項
  - (4) 本会の予算外支出又は予算超過支出に関する事項
  - (5) 経済産業省、特許庁その他の官公署に対する建議並びに諮問に対する答申に関する事項
  - (6) 綱紀委員会、不服審議委員会、審査委員会、紛議調停委員会、選挙管理委員会、及びコンプライアンス委員会の委員の選任に関する事項
  - (7) 本会又は会員の社会貢献に関する事項
  - (8) その他会長が必要と認めた事項
- 常議員は、その任期が2年であり、選挙区選挙（全国7選挙区）を通じて選出されますので、いわば地方の代表といえると思います。そして、常

議員の定数の半数（30人）は、毎年入れ替わるものとされています。

## 【平成22年度の活動】

本年度の常議員会は、常議員60人、執行理事11人（常議員との兼任が6人）、正副会長9人の合計74人で構成されています。本年度は、これまでに2回の常議員会が開催されました。

第1回常議員会（平成22年4月14日開催）

執行理事の選任、常議員会審議委員会の設置及び委員の選任について承認されました。また、審議委員会として第1～4委員会が設けられました。

第2回常議員会（平成22年5月6日開催）

定期総会の議案事項（平成21年度の事業報告及び決算、平成22年度の事業計画及び予算、褒賞規程、監事会規則、役員選挙規則などの会令の改正など）について審議しました。

限られた時間内で多くの議案を審議することは大変ですから、事前の予習が必要となります。第2回常議員会での審議に先立って、執行役員会による常議員会議案説明会が開催され、事前に議案の説明と質疑が行われました。

## 【その他】

「平成22年度会員名簿」によれば、会員数は約8700名を数えており、近年は毎年500名強の弁理士試験合格者が新たに会員登録しています。このように増え続ける会員の声を反映させるには、選挙により全国の弁理士から選出された常議員をもっと活用することが必要ではないかと感じます。

以上



## 日本弁理士クラブ幹事長挨拶

平成22年度日本弁理士クラブ幹事長 岡 部 譲

日本弁理士クラブ幹事長に就任して7ヶ月ほどが過ぎました。

PA会会員の皆様には日本弁理士クラブの活動について少しご説明したいと思います。

日本弁理士クラブはPA会をはじめとして、春秋会、稲門弁理士クラブ、南甲弁理士クラブ、無名会の5会派を束ねる連合体組織です。各会派はもともと出身大学の同窓生の親睦団体という性格を持ちますが、現在ではそのような学閥的な色彩は薄まって来ています。日本弁理士クラブは結成以来既に60年以上の歴史を持ち、2000名以上の会員数を有する日本最大の会派組織です。最近の若い合格者の方の中には、企業に勤務されている弁理士も多く、会派活動に割く時間もない、そのような活動に興味がない、または、会派活動そのものに不信感や反感を持っておられる方も多いように思います。しかしながら、強制加入制度をもち、弁理士の懲戒権まで持った弁理士会の存在は我々弁理士の仕事の品位を保ち、高い社会性を保つためにも必須の存在であり、有為の人材を弁理士会に提供して弁理士制度を適格に運営するためには会派の存在はどうしても必要なのです。日本弁理士クラブの主要な機能は、有力な5クラブの人材を適切に活用して弁理士会に供給し、弁理士制度の適切な運用を行うことにあります。最近、無会派層と呼ばれる弁理士が増え、弁理士会の活動にも興味のない会員が増えており、日本弁理士クラブも人材の供給に大きな困難をきたしているところです。会派による談合や人事権の専横等の弊害に対する批判も耳にします。確かに会派活動にはそのような側面があることも事実ですが、実際に弁理士会を支え、動かしているのは会派に所属し、種々の経験を積んだ有為の人材であることも紛れもない事実です。日本弁理士クラブではこのような会派活動の実体を特に若い弁理士の皆さんに理解して頂くべく、メルマガや研修会等の活動を行っています。

さて、今年は2年に一度の弁理士会会長選挙の年に当たります。今回の選挙はかなり激烈なものになることが予想されていましたが、本稿執筆時点では6名の立候補者の出馬が噂されるなど、過去に例のない厳しい選挙となりそうです。減少する出願数、増加する一方の弁理士合格者数、伸び悩む手数料収入等、弁理士を取りまく環境は益々厳しさを加えています。このような厳しい環境下では、強力なリーダーシップを発揮できる有能な弁理士会会長に会務を託さなくてはなりません。激しい選挙戦はこのような弁理士の危機意識を反映したものと考えられます。本年度、日本弁理士クラブでは、このような厳しい環境の元で、最大会派としての責任を全うすべく、最適の候補者となるべく早期に選出するため、年度始めから積極的な活動を展開し、構成5会派から立候補予定者を募り、2名の予定者を1名に絞って日本弁理士クラブ統一候補として選任するというプロセスを実行しました。今回の候補統一プロセスは、候補を擁立した2会派と他の3会派が綿密に議論をして極めてオープンな形で行われました。過去に例のない形式で行ったため、いくつかの反省点もありますが、公明正大な候補者一本化の方法論として、今後の参考になるものと考えています。これから、選挙活動はいよいよ本格化し、激しい選挙戦に突入します。日本弁理士クラブの推薦する候補者が当選できるよう、全力で支援していくつもりです。

以上で、日本弁理士クラブの活動の様子は大体御理解頂いたものと思いますが、日本弁理士クラブはこの他にも、構成5会派の親睦を深めるために、旅行会、ボーリング大会、テニス大会等の行事も行っています。自会派だけでなく他会派に所属する先生方との親睦を通して色々な経験や勉強ができるのも会派活動の魅力です。多くの皆様方の御理解と御協力をお願いいたします。



PA会協議委員長挨拶

## PA協議委員会報告

PA会協議委員長 神 林 恵美子

この会報がお手元に届く頃は、すでに選挙運動期間中に入っていますので、何かとお騒がせしていることと存じます。

平成23年度役員定時選挙は、会長、副会長、常議員、及び監事について行われます。会長は定員1名の二年任期、副会長は定員8名の一年任期、常議員は定員60人のうち半数が交代する二年任期、監事は定員10人のうち半数が交代する二年任期となっています。

会長、副会長及び監事が全都道府県の区域を通して選挙が行われる、いわば全国区であるのに対し、常議員は、北海道・東北選挙区、関東選挙区、東海選挙区、北陸選挙区、近畿選挙区、中国・四国選挙区、及び九州選挙区の7ブロックに分かれて選挙が行われます。

と、ここまでは例年通りなのですが、今回の選挙については、この原稿提出時（9月6日）において、3名乃至6名が会長に立候補する事態が予想されています。弁理士制度110余年の歴史の中で、これほど多くの会長候補が乱立するのは、おそらく初めてのことと思われます。更には、いずれの候補も単なる冷やかかしではなく、本気で日本弁理士会の会長という重責を担う意図で立候補してきます。

PA会としては、今回は会長候補を擁立しませんが、下記の通り副会長1名、常議員4名の立候

補者を推薦しています。

副会長候補：井出 正威 会員

常議員候補：福田 賢三 会員、

佐々木 定雄 会員、

板垣 忠文 会員、

金井 建 会員

副会長候補である井出正威会員は、弁理士会執行理事、常議員、委員会委員長の他、PA会幹事長、日弁副幹事長など数々の要職を歴任し、各種の会務にも精通した優れた人材です。無論、いずれの常議員候補も、弁理士会活動に最適な人材であり、PA会として自信を持って推薦しています。

しかしながら、上述の会長選挙の影響により、副会長及び常議員選挙についても、激しい選挙戦が展開されることが予想されます。また、PA会が所属する日本弁理士クラブからは、春秋会所属の奥山尚一先生が、会長に立候補します。したがって、PA会としては、上記PA会会員全員の当選を目指すことは勿論ですが、会長候補の奥山尚一先生を積極的に応援することになります。

ということで、選挙運動期間中（10月4日～10月21日）は、お電話、電子メールその他により、皆様のご協力を呼び掛けていることと存じます。少々騒がしくはあるかもしれませんが、なにとぞ事情ご賢察の上、ご支援の程、よろしくお願い申し上げます。



副会長立候補挨拶

## 日本弁理士会副会長 立候補のご挨拶

井出 正 威

この度、P A会の推薦を受け、平成23年度日本弁理士会副会長に立候補させていただくことになりました。ここに、副会長候補としてご挨拶申し上げます。

P A会から推薦のお話をいただいた時には、私のような若輩には時期尚早ではないかとも思いましたが、このような役職は十分に働ける時にこそ受けるのがよいと思い、立候補を決意致しました。

昭和59年に弁理士登録して直ちにP A会に入会して以来、早くも25年以上の年月が経過しました。弁理士登録から11年間は特許事務所に勤務し、平成7年に独立開業して現在に至っております。弁理士登録当時は26歳で、当時の合格者の中では若い方でしたが、実務経験は皆無でしたので、本当に弁理士としてやっていけるのか全く自信が持てませんでした。弁理士登録前に技術英語の翻訳に多少携わったことがあったので、諸外国から日本国内に入ってくる出願業務から携わることになり、その経験を礎として、国内顧客の内外国出願業務にも携わるようになりました。その間、平成2～4年には、当時勤務していた事務所の厚意もあり、普及しつつあった遺伝子工学などのバイオ技術を学ぶために昼間は大学院に通い、夜に事務所に戻って仕事をするという生活も経験しました。また、P A会は国際に強いとよく言われますが、P A会では、幹事会や研修会などを通じて、多くの先生方から薫陶を受けることにより、外国実務に関する知識やスキルを学ぶことができました。私がこれまで弁理士として業務を続けられてきたのも、このような周囲の理解と援助があつてのことですので、その恩に報いるためにも、副会長として1年間精一杯頑張りたいと思います。

さて、弁理士は、技術、法律、語学に精通しなければいけないと良く言われますが、自分自身の経験を通じ、これが一筋縄でないことはよく承知しているつもりです。特に、外国関連の業務になると、技術、法律、語学の3者が相互にオーバーラップして、さらに高度な知識とスキルが要求されます。これは、特許、意匠、商標といった専門

分野を問わず、少なからず共通するものです。ところが、昨今、ややもすると、弁理士の仕事が簡単な仕事のように言われる風潮があるようですが、そのような誤解を解消し、日々研鑽を続けている弁理士のプレゼンスを高めるように努めたいと思います。その一方で、新たに合格した弁理士が、一筋縄では行かない目標に向かって必要な研鑽を効果的に積み上げて、自分自身の望むキャリアパスを築けるように、日本弁理士会の研修システムを充実させていくことも必要であり、延いては、弁理士のプレゼンスを高めることにつながるものと思います。

また、昨今、ベンチャー企業や中小企業の知財マネジメントへの支援など、今までとは異なった場面での弁理士の活躍が求められてきています。私自身、弁理士の仕事をやって一番うれしいと感じるのは、経営や事業に役立ったと言われた時です。弁理士の視野を広げ、より一層経営や事業に役立つ弁理士制度を目指した取り組みも継続すべきと感じております。

一方、知財立国というスローガンとは裏腹に、出願件数減少および侵害訴訟件数減少から、日本では知財離れ現象が生じており、日本の知財の魅力が低下しているとの指摘がなされることがあり、その原因として、リパーゼ判決、均等論の判断要件、進歩性の判断基準などに関するここ数年間の判例が厳しすぎたのではないかとの批判も聞かれるようになりました。しかし、逆に、これからは、今までの厳しい判例の揺り戻しの機運が生まれる可能性もあると思います。現在総数約8800人の弁理士は、今では、我が国の知財人材の中心的存在と言っても過言ではありません。知的財産権の魅力を回復させ、弁理士の活躍のステージを広げることができるよう、今こそ、弁理士が一丸となって動こうではありませんか。

上記展望の下に、日本弁理士会副会長として一年間を全力で頑張りたいと思いますので、御支援の程よろしくお願い申し上げます。

(文書責任者：神林恵美子)



常議員立候補挨拶

## PA会から常議員に 立候補するにあたり

福田 賢三

この度、PA会からの推薦で平成23年度の常議員に立候補する予定でございます。

これまで、弁理士登録してから30年以上もPA会におきまして様々な点でお世話になりましたが、これからも多分にお世話になることと思います。

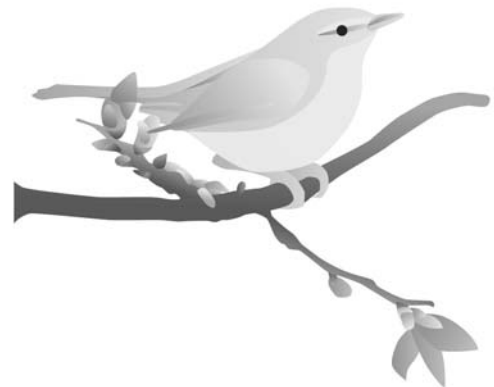
常議員に当選致しましたら、これまで以上に日

本弁理士会、PA会等の弁理士業界において貢献することができ、またいくらかでも役に立ちたいと願っておりますので、応援をよろしくお願い申し上げます。

きわめて簡単ですが、常議員に立候補するに当たっての挨拶とさせていただきます。

以上

(文書責任者：神林恵美子)



常議員立候補挨拶



## 常議員立候補にあたって

佐々木 定 雄

この度、P A会からご推薦をいただき、平成23年度の常議員候補として立候補させていただくことになりました。どうぞよろしくお願いいたします。

立候補に際し、簡単に自己紹介させていただきます。

私は、昭和15年（1940年）生まれ、東京都（日野市）出身です。昭和39年、東海大学を卒業し、特許庁に入庁し、特実の審査、審判業務に従事すると共に、科学技術庁（現・文部科学省）への出向、東京地方裁判所での裁判所調査官として特許侵害訴訟事件の調査官業務（昭和62年から平成2年）等を経て、平成5年に特許庁を退職しました。

弁理士制度の関連では、庁在職中、弁理士審査会臨時審査委員、審査委員を3回努めました。平成5年弁理士登録をすると共に現在勤務しております伊東国際特許事務所に入所し、現在に至っています。なお、P A会には平成15年よりお世話になっております。

この度、常議員立候補のお話をいただいたとき、当初お引き受けすることには躊躇せざるを得ませんでした。というのも、弁理士としては17年経過しますが、これまでP A会の活動はもとより、弁理士会の運営や活動に参加したことはなく、さらに、自分の年齢を考えたとき、そもそも立候補する資格などないのではと思っていました。しかしながら、時間的猶予もないこともあり、熟慮することなく、引き受けさせていただく結果となりました。

常議員の役割を十分に理解しない状態でお引き受けすることになりましたが、選挙の際の応援を申し出ている先生方の多くは、私が存じ上げない先生であり、また、弁理士会の役員経

験者が含まれ、P A会の組織力には私にとっては驚きであるとともに、大変に感激しています。

常議員の主たる任務は執行部からの委嘱事項を審議するということですが、常議員のメンバーには、正副会長等役員経験者も含まれることもあり、また、年齢層や弁理士経験年数も広範囲にわたっていることを知り、少なくとも年齢についての自分の危惧は払拭されました。

通勤電車の中での退屈しのぎにと本を持ち歩いています。この夏、手にしたものに「永遠の0（ゼロ）」（百田 尚樹 著）があります。本屋店頭で平積みされたものを、内容を知らないまま、なにげなく購入したのですが、内容は、ちょうど、小生の生まれた年「1940年」と、「8月」という月に深く関係するもので時機を得たものでした。読み進むうちに、フィクションとはわかりながらも、涙を催す場面に何度も遭遇する始末でした。歳のせいで「涙もろく」になったのでは、と言われかねませんが、まだまだ、物事に感動する力は残っている証、と自負しています。

会員の増大と会員の仕事環境の多様化がますます進む中、弁理士会も先を見据えた変革が要請されるところです。常議員に当選させていただいた場合には、できるだけ多くの会員と交流をもち、これまでの特許庁、裁判所及び弁理士としての経験を生かし、弁理士会の発展に少しでもお役に立てればと思っています。仕事はそろそろソフトウェアと聞いていた矢先でしたが、ここで、少し、エンジン逆噴射をかけ、もうひと頑張りと思っています。

P A会の会員の皆様のご支援とご指導をよろしくお願いいたします。

（文書責任者：神林恵美子）

常議員立候補挨拶



# 常議員立候補にあたって

板垣 忠文

この度、P A会からのご推薦を頂き、平成23年度の常議員候補として立候補させて頂くこととなりました。どうぞ宜しくお願い申し上げます。

立候補に際しまして、簡単に自己紹介をさせて頂きます。

私は、早稲田大学の法学部を卒業後、特許事務所に入所しました。当初は弁理士資格を有しておらず、商標実務のパラリーガルをしながら受験勉強を続け、平成14年に弁理士資格を取得しました。その後、事務所からの派遣で米国ニューハンプシャー州にあるフランクリン・ピアス・ロー・センター（現名称は「UNH SCHOOL OF LAW」）に留学して知的財産法を学び、法学修士（LLM）を取得して帰国しました。現在も同じ事務所でお世話になりながら、商標実務を中心に仕事を続けております。

文系出身である私が弁理士に興味を持ったのは、大学生の時に所属していたゼミが「知的所有権法ゼミ」（まだ、「知的財産権」、「産業財産権」という言葉が一般的では無かった時です）であったのがきっかけとなっています。当初は、広告・出版といった業界に進むことを希望していたことから、関連法規である「著作権法」を学ぼうとこのゼミに所属したところ、その中で「弁理士」の存在を知ることとなりました。ちょうど、知的財産の重要性が社会一般にも声高に叫ばれ始めた時期であったことに加え、弁理士が非常に専門性に富んだ仕事であるということにも魅力を感じて進路を変更し、弁理士試験受験を決意したという経緯があります。

日本弁理士会の会務としましては、これまでにP A会からの推薦により商標委員会の委員を2期（平成19.、20年）、著作権委員会の委員を1期（平成21年度）務めさせて頂きました。本年度も著作権委員会の委員として、判例の抄録作成を中心に活動しています。デジタル化・ネットワーク化の進展等により、著作権法の内容は私が最初に勉強した約20年前から見ると大きく様変わりし、今後も更なる制度の見直しが議論されている状況ですが、毎月開かれる委員会で最新のトピックを知り、委員の先生方と議論ができることには、大変に刺激を感じております。著作権関連業務が弁理士業務に含まれるようになって、来年で10年となりますが、会員の皆様に有益な情報を提供できるよう心掛けております。

また、P A会では、これまでに組織部会及び協議委員会にて委員を務めさせて頂きました。特に組織部会に関しましては、合格翌年から口述模擬試験の講師として、また近年は企画・実行の段階からお手伝いさせて頂いております。

最後に、常議員の役割は、執行部の活動をお手伝いし支える一方、会員の皆様の多様なご意見・ご要望を執行部に確実に伝えていくことにあるものと理解しております。まだまだ弁理士としての経験も10年に足らず、浅学菲才の身ではありますが、当選をさせて頂いた暁には、精一杯、日本弁理士会並びに会員の皆様のために働かせて頂く所存です。

P A会の先生方からのご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

以上  
（文書責任者：神林恵美子）

常議員立候補挨拶



## 常議員立候補にあたって

金 井 建

この度、PA会からご推薦をいただき、平成23年度の日本弁理士会常議員に立候補させて頂くことになりました。立候補に際し、簡単に自己紹介させていただきます。

私は、平成16年に弁理士試験に合格して、現在在籍している特許事務所に入所いたしました。それまでは、コンピュータ業界で、主に工場の自動化に関係する仕事を行っていました。まずはプログラマーとしてプログラミングの経験を積んだ後、システムエンジニア（SE）として、コンピュータシステムの構築作業を行いました。さらに、システムインテグレータ（SI）として、工場のトータルシステムの提案など、知財とは全く関係のない仕事に日夜、明け暮れていました。ただその当時、データベースシステムの発明で出願をした記憶がありますが、公開公報を見て、特許になったと勘違いしていたように思います。この業界に入るきっかけは、義父が弁理士であったことから、弁理士業務に興味を持ち始めたこと、また、コンピュータの業界において第一線で働くのは、35歳までが限界であると一般にいられていた状況で、私もちょうどその年齢に差し掛かっていたこともあり、新たに、この世界で挑戦しようと考えたことからです。

PA会での会務としましては、企画I部会及び研修部会を務めさせて頂きました。特に、研修部

会では、平成19年度に国際部門の部会長、平成20年度と平成21年度には幹事として、研修会開催の計画及び実行等を行いました。この研修部会の活動を通じて、多数の講師の方や弁理士の方と交流を深めさせて頂きました。本年度は、企画II部会の担当幹事として、夏の旅行会を企画し、実施いたしました。

日本弁理士クラブの活動としましては、研修委員会の副委員長を、今年を含め2年間行っております。また、日本弁理士会としての活動としましては、関東支部の広報委員会の委員をさせて頂いたほか、本年は、特許委員会とインターン制度運営委員会の委員として活動させて頂いています。

これらの活動と通じて感じます点は、会員の皆様の利益に貢献する活動をすることが、結局自分のプラスにもなるという点です。各方面の先生方と接することによって、その先生の有する経験や知識、知恵などに触れさせて頂くことができます。そして、この会員活動を通じて、いかなる業務に対しても細かい気配りをするのが重要であるということ、学ばさせて頂きました。

常議員としては、執行役員会の提案する議題についての審議に参加することを通じて、弁理士会の会務を経験しつつ、PA会に少しでもお役に立てることができるよう心がけていく所存です。

今後とも、皆様のご指導とご支援をよろしくお願い申し上げます。

（文書責任者：神林恵美子）





# 特許委員会の活動について

上 山 浩

平成22年度の特許委員会は、委員長以下、総勢52名で構成され、P A会からは私を含め10名の先生が委員として参加されています。そして、昨年同様に4つの部会に分かれて諮問事項及び審議委嘱事項の検討を行っています。各部会における諮問事項は、以下のようになっています。

## 第1部会

発明の単一性違反と補正の制限についての調査及び研究（諮問4）

## 第2部会

特許審査実務における関示撰件判断の調査及び務究（諮問1）

## 第3部会

特許を無効にするシステムの調査及び研究（諮問2）

## 第4部会

ダブルトラックの調査及び研究（特許法第104条の3の本質的問題点の検討を目指して）（諮問3）

年間のスケジュールは具体的に定められてはいませんが、去年の例ですと年末までに概要の中間報告を、3月上旬の公開フォーラムに向けて発表資料を、年度末までに最終報告をそれぞれ作成、提出することになります。

私は、本年度の特許委員会への参加は2年目です。私は弁護士・弁理士で権利行使の実務に多く携わっているということから、去年もダブルトラックの調査及び研究を担当した第4部会に所属していました。今年も、副委員長とともに、第4部会の部会長を拝命し、去年に引き続き、しかし昨年とは違った観点から特許法第104条の3の問題に取り組んでいます。

来年は特許法の改正が予定されており、現在産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会（以下「産構審」）において改正法の内容を検討中です。その中にダブルトラック（特許法第104条の3）の問題も含まれています。しかし、現在までの審議状況をみまると、特許を無効にできるルートが複数ある方が望ましいなどダブルトラック制度は維持すべきであるという企業の声が多くある反面、現行制度には特にデメリットはないとの評価がある等の理由で、特許法第104条の3の改正は見送り、ダブルトラック制度は現状のまま維持するという方向になりそうということなのです。

第4部会では、ダブルトラック制度に関するこのような評価が実態を反映しているのかを再検証する取り組みを検討しています。つまり、現状のダブルトラック制度に問題がないという評価は、訴訟の場で権利行使を受ける（可能性のある）側つまり特許が無効になる方が有利な立場の声が主に反映されており、逆の立場すなわち権利行使をする側の声が十分に反映されていない可能性もあるのではないか、という問題意識です。

また、特許法の改正テーマとして、訂正審判請求による無効審判・審決取消訴訟のキャッチボール現象に関する問題も採り上げられており、この問題はダブルトラック制度と関連性があることから、これも第4部会の検討テーマとしています。

ダブルトラック制度の問題点に関する分析はやってみないとどんな成果が得られるか分からない状況ですが、何とか意味のある成果が得られるよう、部会の先生方にいろいろご指導ご協力いただきながら努力していく所存です。

# 意匠委員会の活動報告

林 美 和

平成22年度の意匠委員会は、35名の委員で構成され、原則として毎月1回、第3木曜日の午後で開催されています。PA会からは私を含め5名の先生が参加されています。

また、今年度の諮問事項及び委嘱事項は以下のとおりです。

## <委嘱事項>

- 委嘱事項1 意匠法及びその運用に関する改正事項等についての会員への周知
- 委嘱事項2 意匠に関するパブリックコメントへの対応
- 委嘱事項3 意匠に関する重要審決及び判決の紹介
- 委嘱事項4 外国意匠制度の調査（アメリカを予定）
- 委嘱事項5 特許庁意匠課、日本知的財産協会、J I D A（日本インダストリアルデザイナーズ協会）等との意見交換会等の開催
- 委嘱事項6 日本弁理士会電子フォーラムの業務支援データベース担当フォルダの内容の充実と更新
- 委嘱事項7 日本知財学会主催の第9回年次学術研究発表会の一般発表（オーディナリー・セッション）における発表内容の準備及び発表の申し込み（行うか否かの検討を含む）
- 委嘱事項8 パテントコンテスト委員会が行うデザインパテントコンテストへの協力、研修所が実施する意匠法に関する研修への協力、知的財産支援センターが実施する意匠関連セミナーへの協力、地域知財活動本部の企画する意匠に関する地域知財活動事業への協力

## <諮問事項>

- 諮問事項1 「画像意匠」についての研究及び出願に際し注意すべき事項の検討
- 諮問事項2 「部分意匠」に関する調査及び研究
- 諮問事項3 中国、韓国における近年の意匠登録出願及び登録の動向並びに意匠権の活用についての調査及び研究
- 諮問事項4 意匠の重要性、有為性を報知するためのキャッチコピーの公募及びその活用の検討

昨年までは4つの部会で対応しておりましたが、

上記各諮問事項及び委嘱事項に対応するため本年度は部会を増設し、5つの部会で対応しております。各部会で主に担当している諮問事項及び委嘱事項はそれぞれ以下のとおりです。

### 【第1部会】

第1部会では、意匠制度のキャッチコピーの公募及びその活用の検討（諮問事項4）、特許庁意匠課をはじめとする外部団体との意見交換会等の開催（委嘱事項5）、日本弁理士会電子フォーラムの業務支援データベース担当フォルダの内容の充実と更新（委嘱事項6）を主に担当しております。

### 【第2部会】

第2部会では、主に海外の制度等に関する事項を担当しており、本年度は中国、韓国における近年の意匠登録出願及び登録の動向並びに意匠権の活用についての調査及び研究（諮問事項3）及び外国（アメリカ）意匠制度の調査（委嘱事項4）に主に取り組む予定です。

### 【第3部会】

第3部会では、意匠に関する重要審決及び判決の紹介（委嘱事項3）に加え、日本知財学会主催の研究発表会への参加検討などを行っております。

### 【第4部会】

第4部会では、主に「画像意匠」についての研究及び出願に際し注意すべき事項の検討（諮問事項1）を担当しています。

### 【第5部会】

第5部会では、主に「部分意匠」に関する調査及び研究（諮問事項2）を行っております。

各部会における調査・研究の成果は、セミナーや論文発表といった形で発表し、年度末までには弁理士会に最終報告を提出する予定となっております。

私が意匠委員会に参加させていただくのは今年で3年目になりますが、日ごろ対日本国特許庁に対する手続を主に行っていることから、海外における意匠制度についての見識を高めるため、初年度から海外の制度の調査・研修を担当する部会に所属させていただいております。今年は第2部会の部長を拝命いたしました。これまで海外制度担当部会では、弁理士会会員向けに海外意匠制度に関するセミナーを開催していたところ、今年度は調査・研究の成果をなんらかの形で残す方向で検討しております。

今年度は新意匠制度が創設されてから50年目の節目の年となりますので、意匠委員会の活動を通じ、日本の意匠制度の益々の発展に微力ながらも寄与できればと考えております。

# 平成22年度商標委員会の活動について

佐藤俊司

平成22年度の商標委員会は、委員長以下、若い先生から豊富な経験をお持ちの先生まで総勢55名で構成されており、原則として毎月1回、第一金曜日の午後3時から5時まで行っております。私の本年度の商標委員会への参加は昨年を引き続き2年目となり、副委員長を務めさせていただいております。

昨年は、第1部会「新商標の導入に関する検討」、第2部会「著名商標の保護に関する検討」、第3部会「普通名称化」、第4部会「周知地名、異議申立、13号廃止、不使用対策」、の4つの部会に分かれて諮問事項及び審議委嘱事項について活発な議論・検討を行いました。今年も同様に以下の3つの諮問事項及び委嘱事項について、以下の4つの部会に変わって議論・検討を行っています。

## 【諮問事項】

1. 新商標及びその導入に関する調査及び研究（第1部会担当）
2. 商標法改正事項及びその運用ならびに今後の動向に関する調査及び研究（審判請求費用の適正化、被請求人が破産会社の場合の取扱いを含む。）（第2部会担当）
3. 不使用登録商標を整理するための具体的方策の研究（「ストック商標」「ハウスマーク」「過去の社名」等の取扱いを含む）（第1部会担当）

## 【委嘱事項】

1. 商標法及びその運用に関する改正事項等についての会員への周知
2. 商標法に関する研修所及び知的財産支援センターが実施するセミナー等への協力
3. 外国商標制度の調査・研究・紹介
4. 最近の商標に関する重要審決・判決の紹介
5. 商標に関するパブリックコメントへの対応
6. 特許庁や日本知的財産協会等との意見交換会の開催
7. 産業構造審議会や財団法人知的財産研究所等への専門委員会への委員の派遣
8. 地域ブランド及び小売等役務商標に関する相談窓口等への相談員の派遣
9. 地域知財活動本部の企画する地域知財活動事業への協力
10. 社団法人日本知財学会主催の第8回年次学術研究発表会の一般発表（オーディナリー・セッション）における発表の実行
11. 社団法人日本知財学会主催の第9回年次学術研究発表会の一般発表（オーディナリー・セッション）における発表内容の準備及び発表の申し込み
12. 3極商標庁会合への協力

13. 商標に関する国際会議への参加・情報収集・会員への周知
14. 日本弁理士会電子フォーラムの業務支援データベース担当フォルダの内容の充実と更新
15. 附属機関、他の委員会等との連携及び協力

## 【部会】

●第1部会「法改正のための新商標の研究」  
新商標については、過去2年間の経緯を踏まえて、昨年10月に出版された産構審「新しいタイプの商標に関する検討ワーキンググループ」や産構審第22回商標制度小委員会で議論されている新しいタイプの商標の登録要件について、法改正への準備として継続して検討しております。また、6月には特許庁商標制度企画室との意見交換会も行いました。

●第2部会「産構審での検討対応のための商標の定義の研究」

第21回商標制度小委員会で議論の対象となった「商標」の定義への識別性の追加等について検討しております。特に、主観的識別性を追加した場合、拒絶理由となり得るのか、識別力の有無＝商標的使用の有無ではないのか、商標と標章の使い分けはできるのか、等の種々の論点について検討しております。

●第3部会「3条2項に基く商標権の効力及び26条との関係」

3条2項登録の商標につき、通常の商標権と同様に扱ってよいのか、侵害の場面での効力範囲はどのように解されるべきなのか、事後的に周知性を失った場合の取扱いはどう考えるべきか、地域団体商標との関係はどう考えれば良いのか、等について、国内の審決・判決例や海外の事例等を調査し、検討しております。

●第4部会「外国関係全般」

過去の国際会議での議題（SCT及びマドリッドWG）について一覧表を作成し、まとめているほか、12月の三極商標庁会議への対応などを行っております。

今後のスケジュールとしましては、10月以降、各部会による中間発表と意見収集を行い、答申として検討結果がまとめられる予定です。

その他、商標委員会では、これまでのところ、4条1項2号、3号、5号のパブコメに対する対応、第8回マドプロワーキンググループへの派遣、第23回SCTへの派遣、歴史上の人物名等の商標登録についての記者会見、ニース国際分類の改正に関する意見収集等を行っております。

今後もPA会の一員として責任を持って、商標委員を務めていきたいと思っておりますので、今後ともご指導をよろしくお願い申し上げます。



# 平成22年度ソフトウェア委員会の活動報告

岩見 晶 啓

平成22年度ソフトウェア委員会は、毎月1回第3水曜日の午後1時から5時まで、主に弁理士会館で会合を行っております。今年度は35名で調査・研究活動をしており、PA会からは、遠藤和光先生、鶴谷裕二先生、私（岩見晶啓）が参加しております。

会合の前半は全体会を行い、後半は各部会を行っております。前半の全体会では、委員長報告、副会長による会務報告、判例報告など、ソフトウェア委員全員で会合を行っております。後半の各部会の内容は後述します。前半後半共に、時間が足りない部分については、メーリングリストで意見交換を行っております。

本年度、弁理士会から委嘱された主要な調査・研究事項は、以下です。

#### [諮問事項]

- ・コンピュータソフトウェア（CS）関連発明についての特許要件の調査・研究
- ・外国と日本におけるソフトウェア関連発明の成立性および進歩性の違いについての調査・研究

#### [委嘱事項]

- ・社団法人日本知財学会主催の第8回年次学術研究発表会での発表
- ・関連判決の調査・研究を行い、パテント誌に公表すること
- ・日本弁理士会電子フォーラムの業務支援データベース担当フォルダの内容の充実と更新

本年度の委員会全体及び各部会の調査・研究活動の概要は、以下です。

#### (1) 第1部会（岩見所属）

第1部会では、実践的なクレーム作成の手法を調査・研究し、その成果を会員研修としてフィードバックすることを担当しております。

具体的には、昨年度からの引き続きという位置づけで調査研究を続けており、CS関連発明のクレーム作成に関する問題点を提起し、その問題点に対処するための考え方や基準を検討しております。

なお、私は、昨年度の調査・研究結果を基に、今年の4月の福岡および6月の札幌にて「仮想事例によるCS関連発明の明細書作成・中間処理」という題目で、研修講師を担当してきました。今年度も、2011年1～3月に地方で研修を開催予定ですので、(ご旅行も兼ねて?)是非ご参加ください。

#### (2) 第2部会（遠藤先生所属）

第2部会では、出願人のニーズ調査を担当して

おります。ソフトウェア委員会としては今までになかった切り口で設定されたテーマです。

具体的には、アンケートを通して、なかなか声の届きにくい中小企業ユーザの声を集め、「出願時に障害となった問題」や「出願後又は権利化後に生じた問題」などを調査し、特許制度上の問題点を提起することを検討しております。

#### (3) 第3部会（鶴谷先生所属）

第3部会では、諸外国のCS関連発明に関する調査・研究を担当しております。

具体的には、米国、EPO、中国、日本の発明成立性について調査検討し、その留意点をパテント誌で発表することを検討しております。

また、各国の外国代理人を招いてパネルディスカッションも開催する予定であり、仮想事例に基づいて、米国、EPO、中国のクレーム案を作成してもらい、各国の発明成立性を絡めて、各国の代理人と議論する予定です。

#### (4) 判例報告について

他の分野に比べると数少ないソフトウェア関連の判例を収集・分析する活動です。最近では、侵害が成立した判決や、審決が覆った審決取消訴訟に関する判決など注目に値する判決が出されており、委員の間で活発に議論・検討をしております。

委員会で取り上げられた判例の中には、遠藤先生と鶴谷先生が分析して下さった判例もあり、これらについては、会員にも知ってもらいたい判例であるとされ、パテント誌に論文が掲載される予定です。掲載の際は是非ご一読いただきますようお願いいたします。

#### (5) 最後に

ソフトウェア委員会の調査・研究結果は、パテント誌での発表、知財学会での発表、会員向けセミナーの開催、業務支援データベース上での資料公開(\*1)など積極的に公表しておりますので、皆様のお目に触れる機会も多いと思います。今年度も、調査・研究結果を積極的に公表していく予定です。そのために、私達委員は、日々調査・研究を続けておりますので、ご期待ください。

(\*1) 日本弁理士会電子フォーラムTOP)業務支援データベース)実務用データ)ソフトウェア関連発明で資料が公開されています。2010年8月末現在「ソフトウェア関連発明Q&A集」が掲載されておりますが、今後、掲載資料が増えるように、検討しております。



## バイオ・ライフサイエンス委員会 の活動報告

小 合 宗 一

平成22年度のバイオ・ライフサイエンス委員会は、30名の委員が属し、各諮問事項ごとに設けられた部会に分かれて活動しています。PA会からは、私の他、遠藤真治先生、清水義憲先生（副委員長）、鈴木康介先生、篠田淳郎先生及び中濱明子先生が参加されています。原則として毎月第3金曜日に弁理士会館で定例会が開催されます。比較的登録年次の若い先生が多いのが特徴で、毎回熱心な議論が交わされています。

本年度の当委員会への諮問事項は、①バイオ関連・医薬発明の審査・運用等についての調査・研究、②バイオ関連・医薬発明の特許性についての国際的な比較に基づく問題点の調査・研究、③生物多様性条約に関する調査・研究及び植物新品種の保護・強化に関する調査・研究、④日本のバイオ・ライフサイエンス産業の国際競争力の特許面からの調査・研究、及び、⑤大学発バイオ知的財産の日本弁理士会におけるサポート体制の構築に関する企画・調査・立案・研究の5つです。

また、委嘱事項のうち主なものは、日本知的財産協会及び財団法人バイオインダストリー協会との意見交換会の開催、日本知財学会年次学術研究発表会の発表内容の準備と発表、及び、研修所等が実施する研修・セミナー等への協力です。

諮問事項①ないし④を担当する昨年度の部会の成果として、日本知財学会第8回年次学術研究発表会で3件の一般発表があり、パテント誌2010年7月号で40頁余の特集記事が掲載されました。このうち私が所属した昨年度第1部会は、平成21年10月の医薬発明の審査基準改訂の意義を考察しました。この改訂では、医療方法発明のうち医薬関連の発明は、投与間隔等の使用態様で限定された医薬とクレームすることにより、物の発明として保護されるようになりました。改訂前は用途限定の医薬発明のうち、治療対象の疾患が従来技術と

違うものしか新規性が認められませんでした。これに対し改訂後は、治療対象の疾患が従来技術と同じ場合でも新規性が認められることになりました。この改訂により、iPS細胞等の再生医療技術の進展に対応した適切な保護が期待されます。

諮問事項⑤を担当した昨年度の部会は、大学発バイオ知財の弁理士会による支援体制の検討を行うとともに、東北大学トランスレーショナル・リサーチセンターの支援体制の構築に関与しました。

当委員会では、日本知的財産協会（知財協）バイオテクノロジー委員会と毎年交流会を行っています。昨年は、審査基準改訂直後の11月に、用量・用法に特徴のある医薬発明及び再生医療技術の発明について密度の高い意見交換を行いました。

さらに当委員会では、文部科学省iPS細胞等研究ネットワーク運営委員会事務局と連携して、iPS細胞技術の研究者に対する知財セミナーや発明相談を行っています。当委員会から大学・研究機関へのiPS細胞関係の講師派遣は好評で、昨年度11件、今年度も既に数件実施されています。

その他当委員会は、特許庁の特許性検討委員会に委員を出したり、知財協、バイオインダストリー協会等の団体との協議を行っています。

バイオ分野では、技術の急速な発展に追いつくため、各国ともバイオ特許の保護政策の見直しが繰り返されています。当委員会は、国の内外でのバイオ特許の動向を定点観測し、弁理士の立場で検討し、外部に発信する役割を担っています。

またわが国は、火の車の財政からなけなしの金を国策としてバイオ研究開発に投じているのに、金の受け皿の大学等には知財戦略が弱いところが多いのが現状です。バイオ特許の専門家の弁理士が大学等の知財支援を通じて社会貢献するための窓口の役割も、当委員会は果たしています。



# 著作権委員会の活動報告

平成22年度著作権委員会副委員長 野田 薫 央

著作権委員会は、平成13年に設置された比較的若い委員会で、会員弁理士に著作権の知識を普及させること、及び弁理士が著作権の専門家であることを世間に認知させることを主な目的としています。本年度は総勢37名の委員で構成され、P A会から私を含めて6名が参加しています。具体的な活動は、毎月定例の委員会を開催し、全体委員会の開催後、後述する4つの部会に分かれて研究や検討を行っています。

本年度、日本弁理士会から著作権委員会へ諮問・委嘱された事項は盛りだくさんで、なんと計16項目（以下参照）に上ります。

## 【諮問事項】

1. 著作権に関する国内外の動向の調査・研究
2. 著作権のライセンスや譲渡契約における留意点についての調査・研究

## 【委嘱事項】(要約かつ抜粋)

1. 研修所や支援センターへの協力
2. 最近の重要判決の紹介
3. 関係官庁、諸団体等への対応
4. パブリックコメントへの対応
5. 外部講師による委員会内での研究会開催と成果発表
6. 弁理士のための著作権契約案内の作成・公表
7. 日本知財学会の第8回研究発表会での発表の実行
8. 日本知財学会の第9回研究発表会での発表の準備等
9. 産業競争力推進委員会との連携
10. コンテンツビジネスに関する調査・研究
11. 著作権登録手続マニュアルの作成
12. 「著作権の基礎知識」と「著作権手続の基礎マニュアル」の作成
13. 電子フォーラムの内容の充実と更新
14. 附属機関、他の委員会等との連携及び協力

上記の諮問・委嘱事項を具体的に研究・検討するため、委員会は以下の4つの部会に分かれて活動しています。

### 第1部会

主に海外の著作権の研究を担当。

### 第2部会

主に国内の著作権の研究を担当。

### 第3部会

主に判例抄録の作成や重要判例の発表等を担当。

### 第4部会

主にコンテンツ分野に関する研究を担当。

私は、委員会の副委員長と第4部会の部会長を兼任し、主に第4部会でコンテンツの研究を行っています。第4部会では、これまでも「アニメの著作権」や「動画投稿サイト」を調査・研究し、研究内容をパテント誌で発表していますが、本年度は、現在のところアニメ等のコンテンツを利用した町興し事例や、日本の電子書籍市場の傾向について検討しています。

また、2009年冬と2010年夏には、毎回4万人が来場する模型イベント「ワンダーフェスティバル」のカタログに、「著作権制度を伝えたい 日本弁理士会」とのキャッチフレーズで「著作権Q&A」とコンテンツのホルダーのインタビュー記事を掲載し、弁理士が著作権の専門家であることをアピールしました。現在は、2011年2月に開催される次回同イベントに向けて準備を進めています。

今回は著作権委員会の第4部会の活動を中心にご報告しましたが、第1部会～第3部会でも有益な研究・検討が行われています。これらの研究成果は、パテント誌に掲載するなどして会員の皆様にお伝えしていきますので、今後の著作権委員会の活動にご期待下さい。

以上

# 不正競争防止法委員会

高橋 菜穂恵

平成22年度の不正競争防止法委員会は、32人の委員からなり、毎月第3金曜日午後3時～5時を定例として委員会を開催しています。今年度の不正競争防止法委員会は、若手から経験豊富なベテランまで多様なメンバーにより構成され、またその約半数の14人が女性という点が、他の委員会にない特徴です。

今年度の日本弁理士会からの諮問事項・委嘱事項は、次のとおりです。

## 【諮問事項】

1. 商標法又は意匠法による保護以外に不正競争防止法2条1～3号の適用が必要とされる場合の調査・研究
2. 不正競争防止法2条1、2号に定める「商品等表示」の成立要件とその類似性の判断基準に関する調査・研究

## 【委嘱事項】

- 1 特定不正競争に関する事項について会員へ啓発すること
- 2 会員に対する不正競争防止法に関する研修所が実施する研修及び知的財産支援センターが実施するセミナー等への協力
- 3 特定不正競争の取締りに関する諸外国法制と実務の紹介
- 4 最近の不正競争防止法に関する重要判決の紹介
- 5 不正競争防止法に関するパブリックコメントへの対応
- 6 不正競争防止法に関する関係官庁、諸団体等への対応
- 7 社団法人日本知財学会主催の第9回年次学術研究発表会（平成23年度開催）の一般発表（オーディナリーセッション）における発表内容の準備及び発表の申込み
- 8 税関における不正競争防止法適用の現状の調査
- 9 日本弁理士会電子フォーラムの業務支援データベース担当フォルダの内容の充実と更新
- 10 附属機関、他の委員会等との連携及び協力

上記諮問事項への対応として、委員会は、2つの小委員会を設け、次の事項についての作業・検討を行っています。

## 第一小委員会

商標法又は意匠法による保護以外に不正競争防止法2条1～3号の適用が必要とされる場合の調査・研究

平成7年から平成21年までの判決について、毎回6件程度の関連する判決をピックアップして、関連する意匠権又は商標権の有無、意匠権又は商標権の保護対象か否か等を含めて統一フォームにまとめ、全員で検討しています。

## 第二小委員会

不正競争防止法2条1、2号に定める「商品等表示」の成立要件とその類似性の判断基準に関する調査・研究

「商品等表示」が問題となる判例をピックアップ後、全員で検討し、その成立要件を類型化することを目標としています。また、類似判断の手法についても検討しています。

各小委員会の研究成果については、10月末を目標にまとめ上げ、これを日本弁理士会に提出する予定です。

また、委員会では、委嘱事項4との関連で、会合毎に担当委員を決め、委員会の前半40分程度を使って、最近の不正競争防止法に関する重要判決を一定の形式にまとめた上、発表し、その後委員全員で議論・検討をしています。ここで扱う判例は、各小委員会で扱っていない不正競争防止法第2条第1項第1～3号以外に関連するものを紹介しています。

さらに、本年度は、2010年9月7日（火）に、東京税関及び東京外郵出張所を見学する機会を得、19名の委員が参加しました。税関では、差し止めの対象となる可能性のある物品が保管されている場所を実際に見ることができました。また、東京外郵出張所では、税関職員の方が、外国からの郵便物について一つ一つチェックを行い、不正競争防止法違反に該当するおそれのある郵便物であって、開披の対象となるかを判断している実際の現場を見せていただくという貴重な体験をしました。

このほか、当委員会は、各種の不正競争防止法関連のパブリックコメントの募集に対しても、適宜対応していきます。

以上

## 企業弁理士 VS 事務所弁理士 座談会

— P A会の同志として—



司 会 金井 建 会員（特許業務法人 浅村特許事務所）

オブザーバ 伊東忠重 P A会幹事長（伊東国際特許事務所）

野田薫央 会員（クレオ国際特許事務所）

池田俊彦 会員（住友スリーエム株式会社）

小野暁子 会員（伊藤克博国際特許事務所）

齋藤 誠 会員（ソフトバンクテレコム株式会社）

川村雅弘 会員（伊東国際特許事務所）

白坂 一 会員（富士フィルム株式会社）

（金井）本日は、皆さんに「企業弁理士 VS 事務所弁理士、P A会の同志として」というテーマでお話させていただきます。私は、今日の司会を務めさせていただき浅村特許事務所の金井です。まずは皆さん、自己紹介をお願いします。お名前、弁理士登録年、これまでの仕事の遍歴、日常の業務内容をお聞かせ下さい。



金井会員

（池田）住友スリーエムの池田です。平成21年に弁理士登録しました。電線メーカーで3年間働いた後、現在の住友スリーエムに転職しました。転職後、知財とは無関係のことをやっていたが、6年前に知財部に移りました。現在の業務は、商標全般、一部の部門の特許の掘り起こしから権利化、活用までいろいろとやっています。

（齋藤）ソフトバンクテレコムの齋藤です。弁理士登録は平成21年です。20年前に入社した企業を買収に次ぐ買収により現在の企業になりました。

17年間、技術職でしたが、長年の異動希望が叶い、2007年に知的財産部に異動しました。私の会社は製造業ではなくサービス業なので、出願件数が製造業ほど多くはありません。出願以外の業務も含む知財全般の業務について幅広く担当しています。社内弁理士というよりも、知的財産部員という意識で働いています。

（白坂）富士フィルム知的財産部の白坂です。弁理士登録は平成21年、勤務年数は8年目です。就職活動のときから、知的財産部が第一希望で、知的財産の仕事以外はやらない覚悟でした。入社したての頃は写真関係をやっていましたが、最近、医療分野の仕事が多く、訴訟や外国弁護士との折衝もやっています。

（川村）伊東国際特許事務所の川村です。弁理士登録年は平成17年です。伊東国際に入る前は、アメリカの医療機器メーカーに、ソフトウェアエンジニアとして10年ほど勤務し、主に手術室で使う機械のソフトウェアを開発していました。その会社に勤めているときに知財と接して弁理士の勉強を始め、試験合格前に伊東国際に入所しました。主に、機械系の国内案件、医療機器や電機系の外



内案件を担当しています。

(小野) 伊藤克博国際特許事務所の小野です。大学卒業後すぐ特許事務所に入所して10年以上になります。100人ほどの事務所に勤務していたところ現在の所長が独立し、それについてきました。今は10人くらいの小さな事務所です。弁理士登録は平成15年です。専門は化学で、化学全般、医薬関係、国内、外内、内外、出願、中間処理、いろいろやらせてもらっています。

(野田) クレオ国際特許事務所の野田です。弁理士登録は平成16年です。平成15年から現在の事務所に勤務していますが、それ以前は、10年間くらい複数の会社で営業とかいろいろやっていました。商標、意匠を中心に、国内、外内、内外、なんでもやっています。著作権もやっています。関係ないですけど趣味はアニメです。趣味と実益を兼ねて、著作権委員会でコンテンツの研究委員を4年間やっています。

(伊東) 伊東国際特許事務所の伊東です。今日は、オブザーバで参加しています。弁理士登録は平成7年です。電機メーカーと機械メーカーの知財部に4年間いて企業と事務所と両方の経験があります。出願系、交渉系、発掘系、なんでも全て経験しました。その後、アメリカのロースクールに行き、戻ってから現在の事務所に入所しました。事務所に入ってから国内、外内、内外、半導体、機械、複写機、電気、いろいろと担当し、現在は内外セクションの責任者です。

(金井) ありがとうございます。弁理士試験の勉強の前後を通じて事務所と企業の両方を経験されている方もいますね。それではみなさん、質問に入りますが、**弁理士の仕事として、企業と事務所とは違いがあると思いませんか。**

(齋藤) 企業の目的は、自社事業にて利益を生むことです。ですから、事業において利益を生むために如何に知財を活用して貢献させるかという視点が重要です。企業の弁理士の仕事は、企業の事業に資する知財マネジメントにおいて、知財に関する幅広い専門性を発揮することだと思います。一方、事務所の仕事は、主に権利化までの業務において極めて高く深い専門性を発揮する点にあると思います。専門性では共通しますが、範囲や深さに相違があるなと思います。



齋藤会員

(野田) 私がイメージしていた「違い」は、事務

所弁理士は技術分野は幅広いけれども内容は権利化のためのことが中心で、企業弁理士は、やっている技術分野はその企業のものだけだから専門的で狭いけれども内容はマネジメントも含め広い、その点が違いただろうなと思っていました。

(池田) 事務所の弁理士は権利化のための職人さんで、企業の弁理士は、その職人さんが作ってくれた道具をどう使うかを常に考えている人たち。その道具も、攻めるための材料であったり、守るための材料であったりするけれども、会社が稼ぐ道具の一つである。そんなイメージを持っています。



池田会員

(齋藤) 企業弁理士は、弁理士である前に、企業の社員ですから、知財の専門性を発揮する仕事以外にも、一般社員と同じく、業務プロセス標準化、業務改善、判断手続、社内決裁、予算管理、その他会社全体に関わる業務が発生します。また、複数の部署との連携が必要となります。一つの業務に集中するというよりは、常に複数の案件をかかえて、必要に応じて他部署と連携して並行して進めていく業務が多いと思います。

(白坂) 私は企業に7年間いますが、そのうち二年間、P A会の某先生の特許事務所に駐在でお世話になった経緯があります。その時思ったのですが、企業の仕事は比較的多岐にわたっているので、それぞれのアクションを短時間でやらなければならないのですが、事務所は、明細書を書くときは一つのことに集中して深くやりますよね。仕事のパターンが全く違うんですね。特許事務所で過ごしたとき、知的財産の世界にこんな世界もあるんだ、ということでその違いに驚きました。

(小野) 私は特許事務所しか経験がないので、今、企業の方々のお話を伺って、求められる仕事は全く違うんだということを知って驚いています。

(川村) 私も、両者の違いは、事務所側の弁理士は権利化までを中心に扱っていて企業の弁理士は権利化後を含めた幅広い段階のことを扱っている点だろう、という漠然としたイメージしかなかったです。

(池田) 僕たち企業の弁理士は、研究開発の段階から担当者の傍にいて、製品のリリース日はいつか、どこの店にその製品を置いたかということから、模倣品が出た、警告書ももらってしまった、ということまで全部つきあうんですね。だから、どうしても、製品の販売後や権利化後のことまで

頭において行動するということになります。

(齋藤) あと知財業務に関して事務所と企業で大きく違う点として、企業の知的財産部では、特許調査の業務に時間を割いている点があると思います。新サービスの相談があれば侵害予防調査、発明相談であれば新規性調査をします。どうしても出願に目が向きがちですが、新サービス・製品検討時は、まず大事なのは消極的保護である侵害リスク回避(侵害予防調査)です。そして、その後発明が生まれているのであれば積極的保護の出願検討(新規性調査)の順番だと考えています。自社事業への活用方法を踏まえて、特許出願の決裁がとれたところで、事務所の弁理士の専門性の高い明細書作成スキルを発揮してもらうことになります。

(池田) 社内で重要な仕事のひとつに、もうひとつ、社員教育があります。知財に関し会社全体の底上げをするためにそれをやっていかないと、知財部の人間だけではやっていけない。

(齋藤) 同感ですね。社内の啓発活動は重要です。

(川村) その社内教育っていうのは、知財部員が対象ですか？

(池田) 全社員が対象です。基礎的なことは全社員に対して、少し踏み込んだ領域では、特許の話は開発系部門が対象ですし、商標や著作権はマーケティング系ですし、マネージャークラスになると、マーケティング系でも特許の知識が必要になります。

(伊東) 特許事務所にもいろいろありますが、プロセキューションをメインにしているところがほとんどだと思います。そして、企業と大きく違う点として、「音」があると思います。全然違うんですよ。企業の方が特許事務所に来ると驚くと思いますけど、図書館のようだ、という人もいます。事務所では、特許を武器として使ってもらうために、黙々と、それこそ1ミリの違いもないようにクレームを作ろうとするからなんです。ところで、事務所としては、良い武器として使ってもらうために、企業と如何にコミュニケーションを充分とるかというのがキーになると思っています。企業では、出来上がってきた武器が、ビジネスの観点では使い物にならないのでは困りますから。しかし現状では、企業側がノウハウだから情報をオープンにできない場合もありますし、特許事務所側



伊東 PA会幹事長

も武器さえ作ってあればいいんだということでビジネスに関する情報を吸収しようとしないと、コミュニケーションが不十分になってしまい、それは良くないと思います。

(金井) では次に、最近、企業の弁理士が増えていますが、それについてどう思いますか。

(野田) 企業弁理士の数が増えたのは、弁理士の総数が増えて事務所だけでは収まりきれなくなったからではないでしょうか。私は、企業には弁理士がもっとたくさんいてよいと思うんですよ。これまで、企業に弁理士が充分いなかったから、知財の保護が十分にできなかったのではないかと。だから企業の弁理士が増えるのはよいことだと思います。

(白坂) 弁理士試験でやった知識が企業における通常業務で生かされていると感じます。最近、企業の中で、弁理士試験に合格後に、弁理士登録したいけれど、未登録のまま勤務している、という人が増えていると聞いています。

(金井) 仕事的手段として弁理士の知識は使うけれど、登録はしない、ということですか。

(白坂) はい、そうです。その一方で、社員のモチベーションを上げるために、弁理士登録のための、登録料を支払ってくれる企業もあるんですけど。

(池田) 登録料を支払うかどうかは、企業のトップの考え方によると思います。そこで我々企業の弁理士は、「社内弁理士を持つことのメリット」をわかってもらえるような仕事をやっていかなければならない、と思っています。

(白坂) 私は、有難いことに、会社で登録料を支払ってもらっています。「白坂の働きが悪いから今後は登録料を支払わない」ってことにならないように、頑張っています。会社の後輩たちのモチベーションが下がらないように、しないと。

(齋藤) 登録・未登録は別として、弁理士合格した人が増えている、というのは、スキルがある人が増えている、ということで、いいことだと思います。企業に弁理士資格者がいれば事務所の弁理士とも知財に関するベースが同じになって、コミュニケーションが取り易いのではないかと思います。

(白坂) 伊東幹事長の言われた、事務所と企業のコミュニケーションをとる、という観点で、企業弁理士は橋渡しになれる、という意味でもいいことだと思います。

(金井) 事務所の先生は企業の弁理士が増えていることをどう思いますか？

(川村) 私も、いいことだと思います。企業と特許事務所の間で話がスムーズに通じるのは必要なことだと思います。

(金井) 話がスムーズに通じるのは良いことですが、会社内に弁理士の知識のある人が増えたら、社内で済んでしまって特許事務所に仕事を依頼しなくなる、ということにはならないですか？

(齋藤) そうということはないと思いますよ。明細書作成のような高い専門性・熟練が要求されるスキルは、そうそう身につくものではないと思います。事務所の存在意義は十分にあると思います。「餅は餅屋」だと思います。



小野会員

(小野) 私も、企業の弁理士が増えるのはいいことだと思います。理由は皆さんと同じです。でも一点伺いたいですが、企業の方は、特許事務所に入ることは考えなかったんですか？

(池田) 何年前かに転職を考えたことがありました。短答試験は合格したことがあるという状態の

ときで、知財の仕事が未経験だったので、その事務所の所長に年収が半分になると言われました。それで、当時家族もいたので二の足を踏んだ、というのが実際のところでした。現在、弁理士試験に合格したけれども、ほとんど明細書も書いたことがない私が特許事務所で戦力になるか？という問題があります。それともう一つは、冒頭で言った、企業でいろいろやれるので仕事が楽しい、というのも企業にいる理由になっています。

(金井) 特許事務所だと、弁理士としての経験を積んだら、将来は独立して、自分の能力を発揮して収入もたくさん得て、というのがあり得るわけですが、それでも企業の弁理士が増えているというのは、やはり昨今の経済状況の影響があるんでしょうか？

(伊東) 特許事務所にあまり魅力を感じられないのではないのでしょうか。弁理士の人数が増えて、事務所が増えて、その中で勝ち残っていくために安値競争が激しくなり、そんな構造に魅力を感じられないのではないのでしょうか。

(池田) その前提として、弁理士のする仕事のパイの大きさが変わらない、というのも問題だと思います。弁理士全体で、パイを大きくすることを考えないといけないと思います。仕事の範囲が広がれば、皆、生き残れるんじゃないのでしょうか。

(伊東) 企業の方は、合格者が増えて弁理士の数自体が増えていることについてはどう感じていますか？

(齋藤) 弁理士が増えることは、知財のわかる人

材が増加することであり、日本の国にとっても、ある程度はよいことなのではないでしょうか。企業はその増えた人材の受け皿になりつつありますかね。

(金井) 事務所としては、弁理士数が増えることは、明らかに困りますよね。

(伊東) 質の低下は本当に問題です。今、PCTは論文試験にないですよ。そうすると、PCTについてほとんど知識のない事務所弁理士が生まれ、お客様がご存知のことを事務所弁理士が知らない、なんていう恥かしい状態が生まれかねません。

(伊東) 企業の中で合格者が増えているという状況においては、知財部以外の、他の事業部の合格者もいると思います。その点はどうですか。せっかく特許の知識を持っているのに、知財部以外にいて、例えば特許事務所に流出したら、企業としてはもったいないですよ。

(白坂) そうですね。私の会社にも、知財部以外の部署に所属して、弁理士試験に合格した人がいます。その人が、わざと、私に特許に関する質問をしてくるんですけど、非常にマニアックな質問で、私が悩んでいると、喜んでいます。お互いそんな関係を楽しんでいますけど・・・。

(金井) さきほど、仕事のパイを広げる、という話がありましたけど、明細書書きが好きでこの仕事を選んだという人も結構いると思うんですよ。仕事にかかる時間と収入を考えると、仕事のパイを広げるっていうのは、現実にはなかなかできないのではないのではないかと思います。

(金井) では次へ移りますが、皆さんが会派に入った理由、そして、あえてP A会を選んだ理由をお聞かせ下さい。

(川村) 会派に入った直接のきっかけは、口述模試です。受験生時代から現在の事務所に勤務していたのですが、二次試験に合格した際に、P A会所属の事務所先輩の計らいで、申込期限を過ぎていたにもかかわらず口述模試を受けさせていただきました。その翌年には模試の試験官をさせていただいたりして、そこからP A会との付き合いが始まりました。



川村会員

(小野) 私は、合格は数年前ですけどP A会に入ったのは去年です。合格したとき、合格後の祝賀会でP A会はいいなという印象はあったのですが入らずにいて、昨年所

長に研修に誘われて、会に入ると研修費も安くなると言われて入りました。

(金井) 祝賀会で、P A会は他の会派と比べてどこが良かったんですか？

(小野) P A会の先生方たちは、皆さんフレンドリーで、話が楽しかったです。

(野田) 私は、試験に合格する前に、P A会の商標の研修に参加して、その研修で、ある先生に会ったのが運のつきですね。その先生にP A会を勧められたんです。しかもその研修がいわゆる商標の大御所の四名の先生の研修ですごくためになって、P A会は商標に詳しい先生が多いな、研修も結構やってるなという印象があり、それで、試験に合格してから自然にP A会に入りました。

(白坂) 私は、P A会内に個人的にとっても尊敬している先生がいて、その先生みたいになりたいなと本当に思っています。丁度、その先生に勧められたのが入会の理由ですね。合格祝賀会は他のところにも行ったのですが、P A会がいちばん選挙色を感じませんでした。企業の弁理士は選挙にあまり興味がない傾向があるので、選挙色が強すぎると引いてしまいます。



白坂会員

(齋藤) 私もきっかけは口述模試です。口述模試でお世話になって、恩返しに翌年に試験官をさせていただこうと思ったのが入会のがきっかけです。会派の中からP A会を選んだのは、受験時代の知り合いがP A会で、その人に誘われて、祝賀会の雰囲気もよく気に入ったので入りました。歴史もあり、とてもアットホームな会派なので満足しています。

(池田) 私も、合格してしまうと情報源がなくなるので情報を得るために会派に入ろうと想着いて、そうしたところ受験時代のゼミ仲間に誘われてP A会に入りました。P A会を選んだ理由として、会費がないのもありましたね。

(伊東) そういえば、企業の三名の先生方は、弁理士会の活動もされていますか？なぜこういうことを伺うかというと、会派に入る一つのメリットに、弁理士会の委員会に入りやすくなる、というのがあるものですから。

(池田、齋藤) いえ…、活動していません。

(池田) 知財協で、専門委員をやっており、今はそちらの活動に力を入れさせてもらっています。

(齋藤) 今年は、会社の業務が忙しくてやっていませんが、私もこれまでは知財協で委員をやって

いました。弁理士会の委員も興味があります。会社の業務に差し支えなければ、会社の承諾を得て、活動できればと思っています。

(金井) 皆さん、P A会への参加と仕事の両立はどうしていますか？

(野田) これまで結構P A会の活動をしてきましたが、やはり、会派活動はあまりおっぴらにはできません。活動の過程で、P A会の人と仲良くなって、活動が増える度に、また新しい人と仲良くなって、というのを繰り返して、それが楽しくて今まで来てしまいました。

(白坂) 現在、会報部会の部会長をやらせてもらっています。すべてアフターファイブの活動としてやらせてもらっています。

(伊東) ところで、皆さんP A会の研修に参加する場合の費用は自分持ちですか。

(齋藤) 研修への参加費用は自腹です。退社後におこなう自己研鑽のためのことなので。他の会派の研修でも、いいものであったら、自腹で費用を払って参加しています。

(野田) 私も自腹ですよ。

(金井) 参加費用が自分持ちの点は、事務所も企業も同じのようですね。

(白坂) P Aの活動で感謝しているのが、研修がグリーンP A会員、最近合格した人だと研修費がとても安い、という点ですね。

(野田) グリーンP Aじゃない人も安くして欲しいです。そういえば、研修の費用、以前はもっと安かったのではないですか？

(金井) 私は去年、研修を主催する立場にいたので、研修の参加費についてはいろいろと検討しました。試行錯誤で上げたり下げたりして、現在の金額になったんです。



野田会員

(野田) 三千円のときには高く出られなかったです。今は二千円なので、出たいもののみなんとか参加しています。数年前まではグリーンP Aで参加しやすくよかったんですけど。今、懇親会まで参加したらヨメにころされます・・・。

(伊東) 例えば旅行会の費用を皆さんは高いと感じますか？

じますか？

(一同) うーん……。

(池田) 仮に、5,000円だとしても、参加したいと手を上げる気になるか、というと、ちょっと敷居が高いように思われます。大御所の先生ばかり

なのではないか…一人で行っても浮いてしまうのではないかと感じる感じですね。例えば、顔見知りの方が5～6人で誘ってくれたら、仲間で楽しめそうだから参加もありかもしれませんが。

(野田) 旅行会って、実際に参加するとそんな感じじゃないんですけどね。私は二回くらい一人で参加しましたが、普通に楽しめました。最近は予算的な問題で行ってませんが。

(伊東) 旅行会は、確かに大先生は来られますけど、皆、新しい先生や今迄PA会の活動にあまり参加されていなかった先生が来られたら、本当に歓迎するとてもフレンドリーな雰囲気ですよ。

(金井) そうですよ。

(池田) 敷居の高さを感じにくいのは、同好会ですね。同好会は趣味が同じ人が集まってやっているんだらうから行きやすいですね。

(伊東) 納涼会はどうですか？

(池田) 納涼会は特に敷居の高さは感じませんでした。先日の納涼会も楽しませてもらいました。

(伊東) 旅行会も納涼会の延長で、たいして変わらないですよ。納涼会が泊まりになって、一層懇親の場が深まる機会ですよ。

(金井) 少し話が横道にそれましたのでもとに戻します。会派の活動に参加することはやりくりが大変で、なんらかの部員を受けると、ボランティアで大変ですが、交流する先生が増えていろいろな話を聞くことができるので十分に参加する意味がある、ということですね。私も、一昨年と昨年、研修部会の幹事をやって、講義して下さる先生とお知り合いになることができましたので、本当に有意義でした。では、最後に、今後PA会がどんな会になればいいと思いますか。ご自身がこれからやっていきたいことを含め、お聞かせ下さい。

(小野) 今年はPA会の研修と懇親会にけっこう参加してきましたが、本当に楽しくて世界が広がったので、研修部会を担当してみたいです。

(白坂) 私も、会派活動をやることでいろいろな先生と深く付き合うことができました。実務面の

アドバイスもしてもらったりして大いに生かすことができたので今後もいろいろとやっていきたいです。一点、私の希望ですが、これまでPA会が企画してきた活動は事務所の弁理士を対象にしたものが多かったと思います。今後は企業の弁理士が興味を持てる活動が増えたらいいなと思います。

(金井) 企業の弁理士にもっと活動に参加してもらって、事務所の弁理士と違った観点でのアドバイスを受けることができたならとてもいいですね。この座談会もその一つですけど、この座談会の様子はPA会の会誌にしか載らないので、会派に入っていない人に見ていただけなくて残念ですね。

(齋藤) 会派は事務所の弁理士が入るものだと考えている企業の弁理士が多いと思います。弁理士は、登録後も継続して研鑽を重ねていく必要がありますから、事務所や企業とか所属にとらわれず弁理士同士で研鑽に励み、情報交換、親睦をはかれる会派という場合は貴重だと思います。

(池田) 去年のPA会の祝賀会では、参加者の企業名が出ていて、PA会には企業の人だけがこれだけ来ている、というのをアピールしているなと感じました。

(金井) 今後、PA会を盛り上げていくには、いろんな活動ができることや、得るものがあることをもう少しアピールしていく必要がありますね。今日の座談会で、企業の弁理士と事務所の弁理士は、立場は違うけれども、自分の仕事のレベルも上げていきたいと考えているのは同じで、PA会の活動はいずれの立場にも役に立ち得るということがよくわかりました。一方、会としては、いろいろな立場の弁理士がいらっしゃるということをしつかりと認識して、会の活動が皆さんの役に立つことができるように常に考えてやっていく必要がありますね。そうすることによって、会も盛り上がり、皆さんも活動に参加して自己研鑽に生かしていただいて、全てが良い方向に向く、ということですね。今日は長時間にわたりいろいろなお意見を聞かせて頂き、ありがとうございました。

この座談会は、2010年8月18日、暑い夏の日のアフターファイブを使って行われました。皆さん実名での参加で、活発な討論を繰り広げて下さり、予想以上に中身の濃い話の展開となったように思います。新進気鋭の同志の意見をぜひ知っていただき、頭の隅において頂ければ幸いです。

この座談会は、司会として議事進行をご担当下さった金井先生、事務所の会議室を会場としてご提供下さった伊東先生、そしてテーマを提供してくれた白坂部長なくては実現しませんでした。そしてさらに、この長文の座談会記録を最後まで読んで下さった読者の皆様がなければこの特集は意味をなしません。皆様に、この場を借りて御礼申し上げます。(会報部会 穂坂)



# 政 策 部 会



井 出 正 威

本年度、伊東幹事長のご指名により、政策部会を担当することになりました。

PA会政策部会では、日本弁理士クラブ、日本弁理士会等の様々な政策問題を議論し、日本弁理士クラブを通じて、または、PA会として、日本弁理士会に対して意見や要望の提出を行っ

ています。

通常は、専用のメーリングリストを通じて議論を行っていますが、時には会合を模様し、懇親も兼ねた議論の場を持ちたいと思います。

今年は、近年の特許出願件数激減を憂慮し、日本弁理士クラブ、西日本弁理士クラブ及び弁理士連合クラブの3派で、日本弁理士会会長に特許庁などの所轄官庁に何らかの対策を講じるようお願いする要望書を提出しようという動きがあり、これについて議論致しました。

政策部会では、対症療法的な対策よりも、出願件数激減の原因を分析した上で、その原因の改善

を求めることが重要という意見が大勢を占め、上記原因としては、(1)景気の急速後退、(2)ユーザーの特許制度への失望感(出願しても通りにくい、通っても権利行使しにくい)、(3)今まで無駄な出願をしていたことに気付いた、(4)上記(1)～(3)の複合的理由から景気後退とともに企業の出願予算が削られた、(5)日本を見限り、国内外の企業が、中国等の外国出願へシフトした、(6)人員配置との関係で、社内等の有効発明を抽出できなくなった、などが挙げられ、これらの是正が必要であることを指摘しました。

また、商標の出願件数も減少しているという指摘があり、同様の対策が必要であることも意見として述べました。

中長期的な議題としては、平成23年度以降の日本弁理士会の政策について日本弁理士クラブから提案を受け、議論しているところです。

我々の忌憚のない意見を関係各方面に伝達できるように、適時、政策部会で議論し、意見を提出していきたいと思います。



## 庶務 I 部 会



遠 山 敬 一

庶務 I 部会は、毎月 1 回開催される P A 会幹事会の準備作業を担当しています。

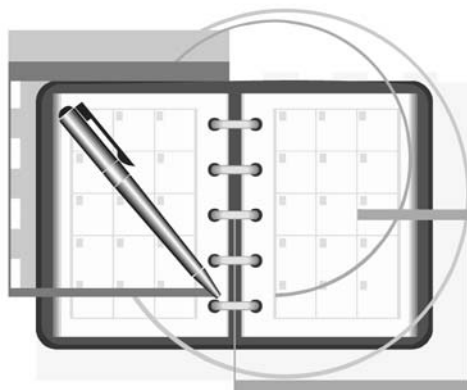
具体的には、幹事会の前には、幹事会の会場の予約、幹事会開催の連絡、出席者の確認、弁当と飲み物の手配を行います。幹事会当日は、会場準備、受付と会計を行い、後日に幹事会の議事録を作成する、というのが一連の作業の流れとなっています。これらの作業を、部会長の川村雅弘先生と協力して行っています。

幹事会では、伊東幹事長の進行により様々な議題が話し合われますが、内容は多岐に亘ります。例えば、旅行会、納涼会、研修会等の P A 会内部の行事、P A 会の運営に関する内容を話し合う一方、新たな特許制度導入の是非等、弁理士会と政策とが関連するような内容の情報を頂いたりもし

ます。また、日弁での役員選挙の方針のような、他の会派との連携が関連する内容もございます。これらの議題について、活発な意見交換がなされ、必要に応じて決議が取られます。なお、幹事会の内容は、P A 会の H P に掲載されていますので、ご興味のある方はご覧下さい。

私は、本年度初めて P A 会の幹事会に参加させて頂いているのですが、P A 会の活動の詳細については、参加するまでは正直あまり存じておりませんでした。幹事会に参加させて頂いて、通常の弁理士業務の他に、こんなにも熱心に P A 会と弁理士業界全体のことを考えて活動されている先生が沢山いらっしゃるのかと驚いた次第であり、貴重な体験をさせて頂いていると実感しております。

現在、本年度の幹事会も半分を過ぎた所ですが、幹事の先生方に気持ちよく幹事会のご出席頂けるように努めたいと考えております。



# 庶務 II 部 会

林 篤 史

庶務 2 部会は、会員データの管理、P A 会メーリングリスト（電子メール）の管理、同報 F A X システムの管理、および会員名簿の発行を担当しています。本年度は、一昨年度および昨年度に引き続き、担当幹事の私と部会長の中隈誠一先生の 2 名体制です。以下、部会の業務を簡単に説明します。

## 1. 会員データの管理

主として以下の 3 つの業務を行っています。

- (1) 新規入会の申込を受け付けると、幹事会に入会承認を諮ります。幹事会の入会承認を得た後、会員データ、同報 F A X システム、および P A 会メーリングリストに登録します。
- (2) 日本弁理士会が毎月発行する J P A A ジャーナルに日本弁理士会会員の異動届が掲載されます。この中から P A 会会員を抽出し、異動の内容を会員データ、同報 F A X システム、および P A 会メーリングリストに反映します。異動内容の抽出および会員データへの反映は外部の業者に委託しています。
- (3) P A 会のホームページ、名簿や会報に掲載されている届出用紙などにより、随時会員からの変更届を受け付けています。変更届を受け付けると、会員データ、同報 F A X システム、および P A 会メーリングリストに反映します。

## 2. P A 会メーリングリスト(電子メール)の管理

P A 会のサーバ上に開設したメーリングリスト（電子メールアドレス）の管理を行っています。メーリングリストにより、会員に幹事会、作業部会、同好会等の連絡を行います。送信数は年間 100 通程度（実績値）です。

従来この連絡は同報 F A X を利用していました

が、その費用が高額になっていたことから、数年前よりメーリングリストによる連絡に切り替えています。電子メールアドレスを登録されていない会員への連絡は、従前と同様に F A X により行っています。

メーリングリストの更新は、管理用のウェブサイトへ接続して行います。

メーリングリストには、全会員用のほか、幹事会用、同好会用、弁理士受験生用等があり、それぞれについても管理しています。

## 3. 同報 F A X システムの管理

同報 F A X は、株式会社ネクスウェイによる F A X の一斉同報サービスを利用しています。同報者リストには、全会員向け発信リスト、メーリングリスト未登録会員向け発信リスト等があり、それぞれの管理を行っています。同報者リストは上述した会員データの更新に合わせて更新します。更新は、管理用のウェブサイトへ接続して行います。

各種連絡を電子メール（メーリングリスト）に切り替えて以降は、同報 F A X システムはメーリングリスト未登録会員向けのみ限定しています。

## 4. 会員名簿の発行

上述した会員データに基づいて、毎年 1 回、会員名簿を発行しています。今年度は 7 月末に発行しました。

【電子メールアドレス変更時のご連絡をお願いします】

P A 会からのご連絡は、現在メーリングリストを主として使用していますので、電子メールアドレスに変更があった場合は、shomu2@pa-kai.com までご一報いただきますようお願いいたします。



SHOMU III

## 庶務Ⅲ部会

鈴木 大介

庶務Ⅲ部会では、P A会会員、更には日本弁理士会会員等の慶弔事を行っています。例年、P A会の幹事長を退任された先生が翌年に当部会の幹事を引き受けるようですが、今年はなぜか若輩者の私に御鉢が回ってきました。

例えば、春／秋の叙勲褒章の時期には、日本弁理士会事務局から当部会幹事へのF A X連絡に基づき、祝電等により受章会員に祝意を表します。

また、会員等に不幸があった場合にも、日本弁

理士会事務局から当部会幹事へのF A X連絡があり、そのときは事案をP A会慶弔規定に基づいて処理し、弔電、生花等により弔意を表します。あわせて、その旨をP A会会員へメールリングリストにより報告します。この作業は、通夜、告別式の日程等を連絡するという重要な役割があるため、迅速さが求められます。

したがって、当部会は地味ながら年間を通じて気の休まることのない部会です。

KAIKEI

## 会 計 部 会

市 東 篤

P A会では会報や名簿の発行、研修会の開催、各同好会の催しなどの様々な会務を行っています。それらの費用の多くは有志会員先生方からのご寄付によって賄われています。会計部会はこのような会務運営の財務管理を担当しており、有志会員先生方にご寄付を依頼して収入を確保するとともに、幹事会の了承を得たうえで各部会の費用を支払う役割を担当しています。

おかげさまで、本年度も多く先生方にP A会の会務運営に深いご理解をいただき、多くのご寄付をいただき現在まで会務を無事運営することができております。この場を借りまして厚く御礼申し上げます。お預かりした寄付金は、各部会の活

動作業費、各同好会への補助金、日弁への分担金への拠出金に利用させていただいております。

会計部会の活動を全く知らないまま前年度から引き継ぐことになり、各部会の作業に支障がでないようにできるだけ迅速な作業に努めたいと考えておりますが、思いもよらなかった事態も発生してなかなか大変な部会であることがようやく理解できてきたところです。最終の会計報告は総会でご承認いただくことになっております。残り半年となりましたが、最後までミスのないように注意して会計報告を終え、来年度に無事引継ぎたいと思います。

# 人 事 部 会

藤 谷 史 朗

人事部会の主な仕事は、日本弁理士会（関東支部を含む）及び日本弁理士クラブに対して、委員会・センターなどの委員を推薦することです。

本年度の日本弁理士会の委員会・センターの委員等の人選作業でも、日本弁理士会では委員会の一つとして「次年度人事検討委員会」を立ち上げ、各会派の代表を集めて委員会・センターの委員等の人選を行いましたので、人事部会では、この「次年度人事検討委員会」に各委員会の委員を推薦しました。

また「次年度人事検討委員会」では、各会派による人選と並行して広く一般会員からの公募の受け付けも行いましたので、人事部会では、人気のある委員会について公募してきた会員との調整も行いました。

因みに、平成22年度の委員会及びセンター等は、以下の通りとなっています。

選挙管理委員会、綱紀委員会、不服審議委員会、審査委員会、紛議調停委員会、コンプライアンス委員会、研修所、中央知的財産研究所、知的財産支援センター、知的財産価値評価推進センター、国際活動センター、広報センター、福利厚生委員会、防災会議、例規委員会、総合政策検討委員会、役員制度検討委員会、地域知財活動本部企画調整委員会、弁理士推薦委員会、財務委員会、知的財産政策推進本部、弁理士法改正特別委員会、知財流通・流動化検討委員会、特許委員会、意匠委員会、商標委員会、ソフトウェア委員会、バイオ・ライフサイエンス委員会、著作権委員会、産業競争力推進委員会、不正競争防止法委員会、業務対

策委員会、特許制度運用協議委員会、ADR推進機構、技術標準委員会、情報企画委員会、弁理士業務標準化委員会、インターン制度運営委員会、知的財産コンサルティング検討委員会、パテントコンテスト委員会、農林水産知財対応委員会、弁理士サービス価格検討委員会、弁理士試験制度検討委員会、継続研修未受講者処分検討委員会、知的財産ビジネスサポートセンター設置準備検討委員会

このように、日本弁理士会の委員会・センターの数はかなり多数ありますので、PA会からも相当な人数の優秀な人材を推薦する必要があり、部会幹事、部会長並びに部会員が集まって意見を出し合い、本年度は100名程の会員を推薦いたしました。

とは言え、PA会の会員数も約800名を数える状況ですので、顔の広いメンバーが揃っている人事部会においてすら、会員全員の顔と名前が一致するという状況からは程遠くなっています。

ということで、人選にあたっては、弁理士会委員会等の希望についてのアンケート調査の結果が重要となっており、アンケートに記載された委員会等の希望を主とするとともに、会員の専門性、委員会活動の実績、委員の将来的育成に加えて、PA会会務への貢献等も考慮しています。

そこで、本年度も会員の皆様に対する委員会希望のアンケートを行う予定です。本年12月頃には会員の皆様にアンケート票をご送付申し上げますので、奮ってご回答の程宜しくお願い申し上げます。

KIKAKU I

## 企画 I 部会

谷崎政剛

今年度、企画 I 部会は、納涼会と弁理士試験合格者祝賀会の企画及び実行を担当しております。納涼会は7月23日に茅場町のお店で川沿いのテラスを貸し切って開催しました。

ベテランの先生方、若手の先生方の計30名の方々にご参加をいただきました。猛暑日の夕刻の開催ではありましたが、時間が進むにつれ川沿いの涼しい風も流れるようになり、美味しいお酒と料理と共に楽しい時間を過ごすことができました（本誌中「納涼会報告」にも別途記載させていた

だきましたのでご覧いただければと思います）。

また、来る11月15日（月）に弁理士試験合格者祝賀会も予定しております。同祝賀会では今年弁理士試験に合格された方々にPA会の活動を紹介させていただくと同時に、合格者と会員の先生方との良い交流の機会にしたいと考えております。会場等の詳細につきましてはおってご連絡いたします。皆様、ご参加くださいますようお願い申し上げます。

KIKAKU II

## 企画 II 部会



金井 建

企画 II 部会は、春・秋の勲章、褒章受賞者祝賀会、夏の旅行会、そして企画 I 部会と合同で行う、総会・新年会（次年度幹事長の激励会を含む）の企画、実行を担当しています。今年度の部会長は橋本裕之先生にお願いしました。

春の勲章・褒章受章者は、残念ながらPA会会員にはいらっしゃいませんでした。

今年の夏の旅行会は、豪華に行こう！とのことから、箱根の高級旅館に決定しました。当初は、ゆっくりと日ごろの疲れを癒すことをメインに考えていました。ところが、この旅行会の計画途中で、その当時知財高裁の所長でいらっしゃいました塚原朋一判事が旅行会に参加されることとなり、また、ご講演もして頂けるとのこと、俄然、緊張感のある旅行会となりました。

旅行会では、塚原前所長のご講演が緊張感のなかにも和やかな雰囲気の中で行われました。内容的にも、裁判官としての日ごろのお考えを、具体的事例を交えてお話頂き、参加者も熱心に耳を傾

けていました。

講演の後は、いつもの旅行会のとおり、露天風呂などにつかり、宴会では美味しい食事を頂き、また、宴会、2次会とも飲み放題でしたので、たくさんお酒もいただきました。2次会では、先生方のカラオケ好きを再認識することができました。

PA会の旅行会は、最近、講演を開催することが多く、また、その講演は、日ごろの研修会とは異なり、リラックスした環境で行われます。参加費用の問題がありますが、このような講演に参加することができ、また、普段お話できない先生方と交流を深めることができることを考えれば、今まで参加されていない先生であっても、旅行会への参加は一考の価値があるとおもいます。

毎年1月には総会がホテルのパーティー会場で開催され、昨年1年間のPA会の活動報告と、新年度の新幹事長の選出及び承認が行われます。その直後に行われる新年会では、新年のお祝いとともに、各PA会会員のご繁栄を祈りつつ歓談が行われ、また、新幹事長のご挨拶があります。

この新年会にも、PA会会員の皆様のご参加をお待ち致しております。

## 研 修 部 会



渡 辺 伸

### 1. 研修部会の紹介

研修部会は、新人、一般および国際の三部門から構成され、知的財産に関する知識の習得を目的として研修会を企画・開催する活動を行っています。新人研修は主に知財に関する基礎知識の習得を目的とし、一般研修

は全般的な知識レベルの向上、国際研修は諸外国の実務に関する知識の習得を目的としています。しかしながら、部門毎に異なる参加資格を課しているわけではありませんので、新人／ベテランの分け隔て無く、全ての研修に自由にご参加頂けます。

今年度の研修会は、全17回の開催を予定しております。これは他会派に比べても回数が多く、P A会研修部会の特徴の一つになっています。さらに、P A会は日本弁理士会から認定外部機関として認められておりますので、研修会に参加し、所定の条件を満たせば、継続研修の単位が付与されます。

研修会終了後は、場所を飲食店に移動して、講

師を交えた懇親会を開催しています。この懇親会では、食事やお酒を頂きながら気軽に講師の方と会話することもでき、参加者同士で親交を深める場となっています。なお、グリーンP A会員（本年度は弁理士番号14383号以降のP A会会員の方が該当）は研修会の会費が無料となり、さらに懇親会の会費も軽減されるというメリットがあります。

### 2. 研修部会の活動

研修部会はP A会会員等の相互の親睦を図ること、また、若手のP A会会員にも容易にP A会の活動に参加して頂く機会を提供することも活動の目的としており、本年度は16名の研修部員の方に活動をして頂いています。通常、開催する研修会ごとに担当者を二名選定して、研修テーマと講師の決定、研修会当日の対応等を行います。また、各企画運営に寄与した研修部員は、その慰労も兼ねて研修会および懇親会に無料で参加できるというメリットがあります。

研修部会へ興味がある方の、研修部会への積極的な参加をお待ちしています。

## 組 織 部 会

野 上 晃

本年度の組織部会は、口述模擬試験の企画、開催を行いません。本年度の弁理士試験のスケジュールでは、10月15日から口述試験が始まります。そこで、本年度の口述模擬試験は、本試験直前の10月12日、13日の両日に開催することとし、現在、以下のメンバーで口述模擬試験の準備を進めているところです。

### 組織部会メンバー

部会長 酒井雅久先生

部会員（五十音順）

池田 俊彦先生、石原 俊秀先生、板垣 忠文先生、岩見 晶啓先生、大塚 一貴先生、小野 暁子先生、加藤 祐一先生、島田 俊昭先生、杉本 由美子先生、田村 拓也先生、中隈 誠一先生、藤原 康高先生、山崎 晃弘先生、吉田 みさ子先生

CHUBU

## 中 部 部 会

鈴木 学

この2月から（ウツカリ）中部部会の幹事を引き受けました鈴木でございます。

さて、就任早々中部部会の一大事として、加藤君の弁護士登録を祝う会を3月に行いました。現会員の約半分が集まりました（こういうときの幹事は楽です）。

また、4月には、某先生のご好意により、ドイツ人の専門家による欧州商標・同意匠制度のミニ研修を13人の出席で行いました。

更に、6月には、伊東幹事長にご無理を申して、昨年夏に東京で行われた「外国出願を意識した明細書の書き方」の「再」研修を13人の出席で行いました。

加えて、7月末に、中部部会では愛知県について会員数が多い岐阜県にちなんで、JR岐阜駅の近くで納涼会（6人出席）を当部会として初めて行いました。

ただ申し訳ないのですが、現在迄のところ新規会員の獲得には至っていません。特に、女性の方に対するアプローチが大変下手かと、自己嫌悪に陥っています。

さて、来年度（平成23年度）からの研修は、東京と同様に継続研修の単位取得が可能となるように、追って研修部会の先生方や、講師役の先生方をお願い申し上げる予定でございます。東京での研修と同時に名古屋へもTV中継する形態や、東京の後で名古屋に来て頂き再度ご講義（再研修）して頂く形態の何れかをお願いする予定でございます。困みに、他の会派では、既に名古屋でのTV中継による単位取得可能な研修が行われています。

東京の先生方へ、何卒、弱小のPA中部部会をご援助して頂けますよう、伏してお願い申し上げます。ということで、よろしく

KAIHOU

## 会 報 部 会

穂坂 道子

会報部会は、一年に一度発行される会誌「PA」の企画制作と、常時インターネット上で公開されるPA会のホームページの運営を行っています。会誌は白坂一先生と穂坂が担当し、ホームページは村田正樹先生が担当しています。

会誌「PA」では、30余名の会員に執筆を引き受けていただき、PA会の活動を幅広く紹介します。例年PA会から日本弁理士会に数多くの役員や委員が輩出されますので、現在活動中の役員や委員の執筆により弁理士会での活動報告を掲載します。また、PA会を運営している各作業部会の活動報告、研修、納涼会、旅行会といった会員のための行事報告も各幹事の執筆により掲載します。

会誌「PA」の後半部分にもぜひじっくりと目を通していただきたいと思います。会誌の後半には、PA会が始まった大正時代から弁理士会やPA会を支えてきた方々の氏名が掲載されています。現在活躍中の面々がこの世に生まれる前のもので、

メンバーの氏名が掲載されているだけであるにもかかわらず、この記録からは静かな感動がわき起こります。

今年の会誌では、特集として、「企業弁理士VS事務所弁理士 PA会の同志として」と題する座談会を企画しました。企業の弁理士と事務所の弁理士とは、同じ弁理士でありながら日頃の業務はかなり異なるようです。日頃どのような仕事をしているのか、何を考えているのか、お互いに興味あるところですがなかなか知る機会がありません。読んでいただき、経験の深いベテラン弁理士もまだ若い新人弁理士も、何某のものを得ただければと思います。

ホームページは、幹事会の議事の報告や、研修のお知らせ、行事報告を一年を通してタイムリーに掲載しています。その時々々の状況を知りたいときに、ぜひご利用下さい。



# PA会の研修について

PA会研修部会 幹事 渡辺 伸一

## 1. はじめに

PA会の研修部会では、一般研修部門、新人研修部門、国際研修部門の三部門に分かれて、それぞれ年間複数回の研修を行っています。ここでは、本稿執筆時点で各研修部門ですで行われた本年度の研修について、個人的な感想も交え簡単にご紹介させていただきます。新しくPA会に入会された先生方や研修会に参加されたことのない先生方にとって、当研修部会で行われている研修内容を知って頂く一助になれば幸いです。

## 2. 本年度に開催された研修会

### (1) 主催部門：新人研修部門（第1回）

開催日：6月23日（水）

テーマ：「特許明細書作成講座」

講師：泉 克文 先生（泉特許事務所）

研修内容：

「明細書作成実務講座」の著者である泉克文先生を講師にお招きし、新人向けに特許明細書の作成方法について、ご講演頂きました。2時間という限られた時間の中でしたが、「事実上の発明」と「法律上の発明」の概念等、泉先生が独自に開発された泉メソッドに沿って、明細書作成の骨子を初心者にもわかりやすく解説していただきました。本研修には、多数のグリーンPA会員と弁理士試験新規合格者の方々にご参加いただきました。

### (2) 主催部門：一般研修部門（第1回）

開催日：7月6日（火）

テーマ：均等侵害と再審取消の事例

講師：松本 直樹 先生（松本法律事務所）

研修内容：

「生海苔の異物除去処理装置」事件の訴訟代理人をつとめられた松本直樹弁護士を講師にお招きし、均等侵害の認定と、無効審決による再審取消について講義していただきました。講義の前半では、本件発明と侵害品の構成の詳細を説明した上で、均等侵害の立証について詳しくご解説いただきました。また、後半では侵害訴訟判決確定後の無効審決による再審についてお話しいただきまし

た。この再審取消についてはダブルトラックの問題性の表れとして、今日的な議論の対象となっており、現状の問題点等についてもご紹介いただきました。

### (3) 主催部門：国際研修部門（第1回）

開催日：7月9日（金）

テーマ：「日米における特許権活用の実務」

講師：鈴木 邦三 先生（日本テキサス・インスツルメンツ株式会社）

研修内容：

日米におけるライセンス交渉の現場実務について、企業のライセンス交渉の責任者である鈴木邦三先生を講師にお迎えし、ご講義いただきました。日本における企業の特許戦略の変遷について1960年代から順にご説明いただき、そして、現代における知財管理の要請について詳しくご紹介いただきました。また、特許権を活用している企業のライセンス交渉の実際についても、権利期間が満了した具体的な事例に基づき、お話しを聞かせていただきました。いわゆる「ハードネゴシエーター」というのがどういう人なのか、わかったように思います。

### (4) 主催部門：一般研修部門（第2回）

開催日：7月29日（木）

テーマ：「検索キーワード広告と商標権侵害を巡る欧米の判例動向」

講師：山口 裕司 先生（ユアサハラ法律特許事務所）

研修内容：

ユアサハラ法律特許事務所の山口裕司弁護士を講師にお招きし、検索キーワード広告を巡って多数出されている欧米の判例を題材として、検索キーワード広告が商標権侵害に当たるかについて、ご講義いただきました。LOUIS VUITTON対Googleの事件を中心に、その他過去に出された欧米の判決も含め、本トピックに関連した判例をまとめてわかり易くご講義頂きました。

(5) 主催部門：国際研修部門（第2回）

開催日：8月2日（月）

テーマ：「米国弁護士の視点から見たビルスキー最高裁判決と米国特許実務」

講師：吉田 直樹 先生（Finnegan, Henderson, Farabow, Garrett & Dunner, LLP）

研修内容：

米国の特許実務に大きな影響を与えようということで大変注目を集めていたビルスキー事件の最高裁判決が6月末に出されました。そこで、昨年度、CAFCの大法廷判決についてご講義いただいた吉田先生を本年も講師にお招きし、今回の最高裁判決について詳しくご解説いただきました。吉田先生には、過去数年にわたり毎年講師をお願いしていますが、米国判例を日本語で分かり易くご講義頂けるため、研修部会が開催する研修の中でも、非常に人気のある研修の一つとなっています。また、本研修は吉田先生のご協力と研修部員の努力により、判決後1ヶ月ほどという非常にタイムリーな時期に研修を開催することができました。

(6) 主催部門：新人研修部門（第2回）

開催日：8月25日（水）

テーマ：「中小企業知財戦略支援業務について」

講師：佐原 雅史 先生（彩都総合特許事務所）  
研修内容：

中小企業の知的財産支援業務に日々携われ、その業務に長年励んでおられる佐原雅史先生を講師にお迎えし、中小企業知的財産支援業務についてご講義いただきました。佐原先生は、中小企業の知財支援の現場に身を投じてこられた日本でも数少ない実務家であり、特許庁の支援事業における実例を交えつつ、貴重なご経験をご紹介いただきました。机上の空論ではないコンサルティングの現場について、今後の課題もふまえ、経験者以外には語れない話を多数お聞かせいただきました。

### 3. むすび

研修部会では、10月以降も引き続き多くの研修会を開催すべく準備をしています。PA会会員の皆様の弁理士業務に関する知識の向上等を図る場として、PA会の研修会に積極的に参加して頂くことを願っております。

また、研修の後には毎回懇親会を行っています。講師の先生、他のPA会会員や他会派の会員との親睦を深める大変良い機会ですので、懇親会にも是非参加して頂きたいと思っております。

以上



# 納涼会報告

PA会：企画 I 谷 崎 政 剛

今年の納涼会は、最近弁理士登録された若手の先生方同士やベテランの先生方との親睦を図ることを目的として企画 I 部会の主催で7月23日(金)に行わせていただきました。今回の納涼会はいつものように屋形船やクルーズを使ったものとは趣向を変え、川沿いのテラスのある店で夕涼みの中、酒と料理に舌鼓を打ちながら楽しい時間を過ごす会をさせていただきました。

今回、会場として使わせていただいたのは地下鉄茅場町駅の近くにある「鉄板焼きと酒 灯の番(ひのぼん)」というお店です。この会場を選んだのは私が以前行ったことがあり料理がとても美味しかったこと、比較的手ごろな値段で川沿いのテラスを貸し切ることができること、更に、テラスに屋根が付いているので当日がもし雨だった場合にも対応し易いと考えたことなどが理由です。また、このお店は国産黒毛和牛の上級クラスを安価で出してくれるお店としても評判のお店です。若干不便な場所ではありましたが19時からの開始に30名のご参加者のほとんどの方々にお集まりいただき、お開きまでの楽しい時間を過ごすことができました。

## 1. 準備(予約)

納涼会ということなので、通常の飲み会とは違った屋外の趣のある会場で行いたいとの思いがありました。例年の納涼会は屋形船やクルージングを使って開催しているのですがたまには趣向を変えてもよいのではと考えたことや昨今の経済事情も踏まえると会費を抑えていくべきとの思いもあり、手ごろな値段でテラスを貸切できるお店にしたいと幹事会等でご相談させていただき、最終的に先の会場に決めさせていただきました。5月下旬に

予約を入れ、その後、12000番台以降の若手の先生方中心に納涼会開催のご連絡をさせていただきました。幹事会のベテランの先生方にも参加のご連絡いただき最終的には30名の規模となりました。

## 2. 納涼会当日

7月23日(金)19時にほとんどの方が来られたので予定通りの開始となりました。今年の異常な猛暑の日の夕刻で、やはりエアコンのある部屋でやればよかったかと後悔の思いもありましたが、時間が進むにつれ、隅田川運河沿いの心地よい風が会場を包むようになり、少しほっとした次第です。開始後は立食形式で1時間ほどは自由にご歓談いただき私もよっぽらいながら楽しく過ごさせていただきました。後半の時間はご参加の若手先生方から順にお1人ずつ自己紹介とPA会への思いや仕事上のエピソードなど様々なお話をいただき、最後はベテランの先生方にも貴重なお話を頂戴する時間を持つことができました。お話を伺って若い先生方にも会派等を通じ弁理士同士もっと交流を持って活発でより良い仲間作りをしていきたいという思いが強いのだなと思った次第です。納涼会終了後にも近くの居酒屋で二次会をさせていただきました。ほとんどの若手の先生方にご参加いただきました。

3. お忙しい中かつ猛暑の中、納涼会に参加して下さったベテランの先生方、若手の先生方には本当に感謝申し上げます。また、幹事会の先生方にとっては開催のご相談とご協力を多々いただき誠にありがとうございました。この場をお借りしてお礼申し上げます。





## 平成22年度 P A 会旅行会 報告

企画Ⅱ部会 幹事 金 井 建

今年は、近場で美味しいものを食べたいとのご要望から、ちょっと贅沢な旅行を計画致しました。宿泊先は、箱根の宮ノ下にある武蔵野別館という高級な旅館となり、自家源泉にゆったりとつかり、日ごろの疲れを癒しつつ、会員間の親睦を図ることにしました。その後、谷義一先生のご尽力により知財高裁の塚原朋一所長も旅行に参加され、また、ご講演もして頂くという、ビッグイベントが追加になりました。

旅行会は、8月28日(土)～29日(日)の一泊二日の日程で開催いたしました。ご家族で参加された先生もおおいでになり、総勢31名の参加となりました。

初日は天気にも恵まれ(暑すぎるぐらいでしたが)、午後3時から1時間ほど、前週に知財高裁所長を定年退官された塚原前所長に、「知財裁判7年半の思い、やれたこと、思い残したこと、そして、これから」というテーマでお話頂き、またその後30分ほどの質疑応答を行いました。塚原前所長は、退官された直後ということもあり、所長時代に思うところを時間の許す限りお話頂きました。塚原前所長には、この場をお借りして、ご講演頂いたことに感謝し御礼申し上げます。



ご講演の後には、透明ながらもやわらかい感触の温泉にゆっくりとつかることができました。

その日の夜は、塚原前所長にもご参加頂き、宴会を開催しました。宴会の食事今回の旅行の目玉のひとつです。鮑(あわび)の陶板焼きなどに舌鼓を打ちました。また、宴会後半では神林恵美子協議委員長より来年度のP A会からの日本弁理士会立候補者をご紹介頂き、日本弁理士会副会長候補の井出正威先生の他、常議員候補者4名全員から簡単な挨拶をいただきました。

2次会は、場所を移して行われ、ほとんどの先生にご参加頂きました。カラオケで自慢の咽をご披露される先生が続出し、予定していた時間を越えてしまい、残念ながら歌い足りない先生もいらっしまったほどです。そして、カラオケの最後は、浅村皓先生のご提案で「また逢う日まで」を参加者全員で合唱して、大盛り上がりの中、充実した一日を終えることができました。

二日目の29日は、金目鯛の煮付け、おかゆや豆腐料理などが出された朝食を頂き、ゴルフ組の先生方は、ゴルフ場に移動されました。

ゴルフコンペは、総勢4組16名が参加し、晴天の中、箱根湖畔ゴルフクラブで開催い



たしました。優勝は、小池寛治先生、ベストグロス賞は、42+42で一色健輔先生でした。ゴルフに参加されない先生は、朝食後自由行動となり、それぞれ、ご興味のあるお店や美術館等を回られたようです。

今回は、ご参加頂いた先生方のお蔭をもちまし

て、講演・宴会等ともに充実し、楽しい旅行会となりました。ご参加頂いた先生方、部会長として旅行会をサポートして頂きました橋本裕之先生、および今回旅行会には参加いただけませんでしたがゴルフ幹事をして頂いた石渡秀房先生には、お礼申し上げます。ありがとうございました。



# ゴルフ同好会

主幹事 越 智 隆 夫

毎年、4月から11月の期間にコンペを4回開催しております。コンペは、東京近郊の名門コース（桜ヶ丘カントリークラブ、袖ヶ浦カンツリークラブ、狭山ゴルフクラブ、日高カントリークラブ、武蔵野ゴルフクラブ、本厚木カンツリークラブ、小金井カントリー倶楽部等）で行われ、コンペは平日に行われることが多いですが、少なくとも1回は土、日の休日に設定するように企画しております。平日に都合が就かない先生方は、土日のコンペに参加されております。

本年の第1回コンペは、桜ヶ丘カントリークラブで4月22日に行われました。あいにくこの日は、雨と風で外気温7度という、4月下旬としては異常な低温で、その後の異常な高温気象など想像すべからぬ状況でした。このような悪コンディションでのプレーを余儀なくされましたが、小池寛治先生が雨ニモマケズその実力を見事発揮し優勝されました。2位は越智、3位は一色健輔先生でした。

本年第2回コンペは、6月10日に袖ヶ浦カンツリークラブで行われました。袖ヶ浦カンツリークラブは、男子プロのブリジストントーナメントが開催される非常にタフなコースでした。同日は、第1回コンペとは違って変わり、素晴らしい天気にも恵まれ、優勝は加藤伸晃先生、2位は神林恵美子先生、3位は村田実先生でした。

本年第3回コンペは、9月25日に狭山ゴルフクラブで行われる予定となっております。

競技の概略は次のとおりです。

同好会の各メンバーの技量に応じてハンディキャップが定められ、グロススコアにハンディキャップを考慮したネットスコアにより順位を決定しております。ハンディは、優勝すると3割減、2位で2割減、3位で1割減というように減っていくので、好スコアを連発すると上位入賞はだんだん難しくなり、その反面、他の人の優勝等上位入賞の可能性は高まります。また、2、3年に一度ハンディ改正が行われます。

最もスコアのよい方にベスグロ賞、また、特別賞として、全ショートホールにニアピン賞、ドラコンも、65歳以上にはシニアドラコン、70歳以上にはグランドシニアドラコンも用意されております。

プレー終了後に、軽い食事をしながら表彰が行われます。プレーの後の一杯は格別です。車の方は、もちろんノン・アルコール飲料で乾杯。

ゴルフ同好会会員募集！

コンペ参加者が減少傾向にあり、例会のコンペは4組がやっとという感じです。

パソコンから離れ、一日、外のおいしい空気を吸いながらプレーするのもいいものですよ。ゴルフに興味のある先生方！年齢、性別は問いません。ゴルフ同好会参加歓迎します。ochi@okabeintl.gr.jp（P A会ゴルフ同好会主幹事 越智隆夫）までメールください。待ってます。



麻雀同好会

# 「PAMJ会」

幹事長 杉本文一

一寸した記事が目に入ったので紹介しておきましょう。俳優の大滝さんと芸能人の竹田さんとの二人での酒席でのお話です。

「この世界は大変だけど、まず自信を持たなきゃいけない。そして謙虚でなきゃいけない。じゃあちょっと聞くけど、自信の上に何がある？」と大滝さんが聞く。竹田さんが首をかしげていると、その答えは、「おごり」だという。そして「謙虚の下には卑屈がある」と。

この話しは、芸の世界の話しようですが、上のくだりだけを引用させていただきました。

どの世界にも通用する指針となるようなお話ですが、麻雀の世界も同じで、自信をもって、謙虚にプレーしている間はよいものの、一寸勝ちが進んで「おごり」が出ると、よけいな失敗をして、いわゆる「憑き」がなくなってしまうこともあり、また、「卑屈」になっている場合にも「憑き」が出てこないという経験があります。

話し変わって、国に国旗は必ずありますが、世界でも珍しい、緑一色と云う国旗をもつ国はどこでしょう。

「緑一色」というと、少しでも麻雀をかじったことのある方は、役満の「緑一色（リユーイーソー）」のことを思い浮かべることでしょう。

この役は、「發」と「索子」、とくに「索子」は、「5索」とか「7索」のように赤色の染めのない牌ばかりによって創られる「役」のことでしたね。

しばらくお目にかかっていませんが。

世界にはこれと同じ「緑一色」の国旗を持つ国があるんですってね。

その国とは、北アフリカにある国「リビア」だそうです。

これも同誌面の話しですが、解説によれば、緑はイスラム社会では最高の色とされているそうで、長い麻雀歴で二度しか味わっていない手ですが、「リユーイーソー」の和了の姿は、白色の臺とも相まって、得も云われない恰も翡翠のごとき高貴な雰囲気を感じているものです。なかなか巡り会えないものです。

ところで、例会においても、最近はとみに役満というものにお目にかからなくなったと思います。たぶん、全自動卓のせいでしょうか、かつてのように、手で混ぜ合わせて積み上げると云うことがなくなって、いわゆる積み込みもできなくなり、その技を使うことが出来なくて、せいぜい、先積、盲牌程度で何の役にもたちません。

ただし、今でも先積、盲牌はルール違反であることに変わりはありません。

我がPAMJ会はいつでも何方でも気軽に参加できます。

一寸のぞいてみようかなとお思いの方、例会は年6回、偶数月の第一土曜日、午後1時から虎ノ門近くの雰囲気の良い雀荘「エリートウエスト」（港区西新橋1-14-12、第三高橋ビル5階、〈電話、03-3508-1181〉■新橋駅から徒歩約4分、虎ノ門駅から徒歩約3分）で開いています。

また、入会を希望される方は、幹事の福田賢三先生（電話、03-3501-8751）までご連絡頂ければ次の回より優先的にご参加頂けます。

（拝借誌・タ刊「ゲンダイ」）

# テニス同好会

テニス同好会幹事 平山 洲 光

PA会テニス同好会は、年2回のダブルスの公式戦に参加しています。日ごろの慣れ親しんだテニスの味に新しい香味とスパイスを効かせる趣です。

最初の公式戦は平成21年度の日本弁理士クラブテニス大会です。平成22年1月23日(土曜日)、品川プリンスホテル高輪テニスセンターにおいて行われました。室内コートですので、天候に左右されない利点があり、来年度の大会も同時期に行われる予定です。無名会、稲門クラブ、春秋会、PA会、南甲クラブの各1チーム合計5チームによる総当戦を行いました。各チームはPA1、PA2のように2組のペアからなり、PA1がPA2より強いペアという暗黙の約束になっていて、例えば、PA1は春秋1と当たり、強いもの同士、弱いもの同士が戦うことになっています。PA会の成績は、春秋会、稲門クラブ、南甲クラブに次いで無名会と4位を分け合いました。余談ですが、勝ち方は勿論あります。強い相手とはやらないことですが、やってみないと分からないのも事実です。強い気持が大切です。出場は、後藤政喜先生、川島利和先生、本田昭雄先生と私でした。参加感謝します。

次の公式戦の日本弁理士協同組合主催テニス大会は、平成22年5月22日(土曜日)に行われました。

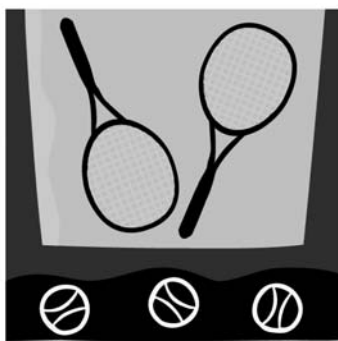
会場は昭和の森テニスセンター、オムニコート8面です。大会参加チームは、無名会1、稲門クラブ1、春秋会2、PA会2、南甲クラブ1、弁理士クラブ2、同友会1の全10チームです。前年度の実績から5チーム宛ABの2グループに分かれて午前9時30分から昼休みを入れて午後2時までのリーグ戦と、その成績に基づく午後2時15分から4時15分までのトーナメント戦で、優勝から10位までの順位を競います。ABグループ間の入れ替え戦もあり、Bグループからでも優勝ができます。とにかく朝から晩までの長丁場、テニス三昧というわけで、成績に関わりなく参加者全員がテニスをやったという満足感が得られることは確かです。その成績ですが、PA会は残念ながら入れ替え戦に敗れBグループ止まりでした。出場は、先の常連の3先生と私と、ベテランの行枝伝先生、久々の田中勲先生、初めての堀籠佳典先生、田中良太先生、井上悠輝先生でした。参加感謝します。次回もよろしくお願ひします。今回出られなかった皆様も奮って参加下さるようお願ひします。

テニス同好会幹事 平山 洲 光

TEL : 3253-0098

FAX : 5289-0330

E-mail : hi@hirayama-pat.com



# ボウリング同好会

幹事 鈴木利之

ボウリング同好会では、各年度5～6回のボウリング大会を開催しています。そのうち、12月の大会は日弁ボウリング大会を兼ね、また、10月頃の大会を春秋会等の他会派との合同の大会として、他会派との親睦も図っています。さらに、1年に1回程度を男女ペアによるミックスマジックの大会として、会員だけでなく、家族、友人、事務所の所員の方々も参加できるようにしています。

通常の大大会は、3ゲームの合計得点による個人戦を基本としており、会員ごとのハンディを加算して、毎回の順位を決定しています。ハンディは直近30ゲームのアベレージに基づいて、毎年4月に更新しています。年度の途中でも、優勝するとハンディが5だけ減少し、最下位になると5だけ増加します。このようなハンディ戦としているために、誰にも優勝のチャンスがあります。また、

約1時間半のボウリングの後は、食事をしながらの歓談があり、会員の親睦を図っています。

ところで、日弁ボウリング大会は5会派の対抗戦であり、PA会は過去に多くの優勝を経験しています。最近では、平成19年度の日弁ボウリング大会で優勝しました。過去にボウリングをやったことのある人、あるいは、これからストレス解消にやってみようと思っている人、是非、ボウリング同好会にご入会ください。幹事にご連絡いただければ、大会の案内をお送りいたします。

今年度は、9月15日に通常の大大会を実施しました。そして、10月頃に春秋会との合同大大会を予定しており、12月13日には日弁ボウリング大会を予定しています。さらに、来年に入っても通常の大大会を予定しています。



# スキー同好会

幹事 田 中 勲

スキー同好会は、初心者から経験豊かなスキーヤー・スノーボーダーまでが気軽に参加できるスキー旅行会を毎冬1～2回開催しています。繁忙期ですが、何とか都合を付けて遊びに来ていただき、新たな人脈を構築していただければと思います。

===先シーズン===

先シーズンは、4年ぶりに尾瀬岩鞍に回帰しました。2月19日（金）から21日（日）にかけて尾瀬岩鞍リゾートホテルに宿泊し、ホワイトワールド尾瀬岩鞍にてスキー・スノーボードを楽しみました。

参加者は総勢15名。そのうち5名が初参加であり、また、長野から駆けつけてくださった方もいました。なお、日帰りで参加表明してくださった方がいましたが、結局合流することが叶わなかったことはとても残念でした。



(集合写真：ゴンドラ前にて撮影)

多少吹雪くことがありましたが、全体的には天候に恵まれ、ゲレンデのコンディションも比較的良く、以前のように天気が良すぎて雪が解けるようなことはありませんでした。



このツアーの取り纏めは、何から何まで鈴木大介先生がやして下さいました。大介先生のお陰で新しい参加者が増え、賑やかなツアーとなりました。御礼方々、来シーズンも続投をよろしく願います！

===来シーズンについて===

ツアーの実施回数、行き先を含めて未定です。スキー同好会の会員には、ツアーの概略が決まり次第、また、シーズンが近付きましたら、ご案内をお送りします。これらの案内は、PA会入会時にスキー同好会を希望された先生方にもお送りするつもりです。もちろん、会員以外の方でも、幹事 (isao-tanaka@issniki.com)までご連絡いただけましたら、案内をお送りするようにいたします。

以上

# スクーバダイビング同好会

幹事 中野圭二

## スクーバダイビング同好会の概要

### 第1条（定義）

「スクーバダイビング同好会」とは、スクーバダイビングを通じて親睦をはかるP A会の同好会の一つをいう。スクーバダイビングとは、ボンベを使ってダイビング（潜水）することをいう。

### 第2条（構成員）

スクーバダイビング同好会は、20代から50代の男女からなるいろいろなダイバーから構成されている。但し、年齢制限はない。構成員は、ライセンスを取ったばかりの初心者から経験タンク数200本越えのツワモノまで個性あふれるダイバーばかりである。

### 第3条（同好会への溶け込み方）

いきなり一人で入会しても、ダイビングを通じて仲良くなることができる。

### 第4条（ライセンスの必要性）

ダイビングのライセンスがなくとも、これからダイビングを始めてみたい人、とりあえず体験ダイビングからという人なども入会可能である。

### 第5条（潜水場所）

主たる潜水場所は、沖縄、伊豆周辺である。例えば、富戸、大瀬崎、初島、熱海、沖縄の慶良間諸島など。その他にも、同好会の会員同士で誘い合って海外に行ったり、伊豆に行ったりすることもある。

### 第6条（潜水時期）

主に春から秋である。しかし、真冬もダイビング可能である。寒さに耐えれば、真冬の海水の透明度は抜群である。

### 第7条（魚やサザエなどの採取）

ダイビング中の魚や貝などの採取は禁止で

ある。但し、ダイビングの時に泊まる宿は、海の側のため、食事は、採れたての海の幸である。

### 第8条（見ることのできる魚の例示）

熱帯魚の群れ、マンタ、エイ、ヒラメ、イカ、タツノオトシゴ、イワシの群れを襲うカンパチなどなど。魚以外には、カメ、ウミヘビ、ヤドカリ、イセエビなどもよく遭遇する。

### 第9条（サメとの遭遇）

サメに出会った場合には、恐怖心よりも好奇心が勝つ場合が多く、カメラに収めようと寄っていくダイバーが多い。また、ダイビング中に見ることのできるサメが、人を襲うことは、ほとんどない。

### 第10条（同好会における潜水以外の活動）

ダイビングとダイビングの合間の休憩時間には、釣りを楽しむことができる。例えば、沖縄で潜る場合には、最終日は、シュノーケリングや、シーカヤックをしたり、普通に観光したりすることも可能である。



祝100ダイブ！



## スクーバダイビング同好会の活動

昨年度は、6月26-29日に沖縄は慶良間諸島の阿嘉島<sup>あかしま</sup>へ、10月10日-12日に東伊豆は富戸へ行ってきました。

### 《富戸ツアー報告》

阿嘉島ツアーは昨年の会報で報告しましたので今回は富戸ツアーの報告をいたします。



ネジリンボウ

富戸ツアーの参加者は、PAではD介さん、私、春秋ダイバーズ部長のOTさん他4名、稲門のBさんの計8名。今回も、PA・春秋・稲門の合同企画です。

富戸は、これまでスクーバダイビングでも度々潜っている有名なダイビングポイントです。いろいろな魚を見ることができ、何度潜っても飽きないポイントです。



富戸ホール

今回のツアーは、初めて富戸ホール（洞窟）にチャレンジしました。富戸ホールは浅いところにあることから、初心者でも安心です。上の写真のように、ホールでは水面から射し込む光のカーテ

ンがきれいで、潜るたびに異なる姿を見せてくれます。

秋は、アオリイカの産卵の時期です。ダイビングポイントにも沢山のアオリイカが現れます。

イカは白く濁っているイメージがあると思いますが、海の中では透きとおっています。



アオリイカ

今回のツアーでは、記念ダイビングが二人いました。PAのD介さんが50本、春秋ダイバーズ部長のOTさんが100本に到達しました。スクーバダイビング同好会のツアーでは、記念のダイビングを皆でお祝いしています。是非、お祝いされに來てください。

### 《今後の予定》

今秋のツアーは、10月30-31日に東伊豆のツアーを計画しています。臨時のツアーも随時企画しますので、ご要望のある方は、幹事までご連絡下さい。

### 《会員大募集！》

スクーバダイビング同好会では、会員を募集しています。ダイビングに興味のある方は、是非、幹事までご連絡下さい。

### 連絡先

幹事：中野圭二

E-Mail：nakano@cluster-pat.jp

# ソフトボール同好会活動報告

幹事 蔵合正博

PA会ソフトボール同好会は例年、春から秋にかけて、年に数回東京もしくはその近郊のグラウンドを借りて試合ないしは練習を行うことを目標としております。しかし最近では、同好会の会員の皆様も高齢化したために、あまり活発には活動しておりません。若手の会員が増えて、以前のように同好会内部で、或いは他のクラブのチームと試合や練習ができるようになることを期待しています。

ソフトボール同好会 名簿

会 長

幹 事 蔵合正博 (TEL : 03-5561-6221)

部 員

浅村 皓  
井出正威  
井上豊昭  
大家邦久  
大音康毅  
加藤一男  
神原貞昭  
小堀貞文  
杉浦正知  
高橋淳一  
鷗田 将  
福田賢三  
松井光夫  
矢野裕也  
湯本 宏

網野友康  
伊東 彰  
井上義雄  
大垣 孝  
梶並 順  
加藤貞晴  
小林英了  
小山武男  
蔵合正博  
谷 義一  
富田博行  
本多一郎  
松永宣行  
山田隆一  
渡辺一雄

磯野富彦  
稲葉良幸  
江原 望  
大谷 保  
片桐光治  
加藤伸晃  
小林正明  
清水徹男  
高梨範夫  
土屋 勝  
平田忠雄  
増井忠武  
三浦邦夫  
山本 忠



# 新会員の紹介

平成21年10月から平成22年8月までの間にPA会に入会された先生方をご紹介します。  
(五十音順)

## 青木一郎 アオキイチロウ

14742

所属 〒150-6032 東京都渋谷区恵比寿4-20-3 恵比寿ガーデンプレイス7-32階  
伊東国際特許事務所  
電話：03-5424-2511 FAX：03-5424-2525  
pa-aoki@itohpat.co.jp

## 飯野陽一 イノヨウイチ

16074

所属 〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-2-1 霞が関コモンゲート西館36階  
杉村萬國特許事務所  
電話：03-3581-2241 FAX：03-3580-0506  
y.iino@sugi.pat.co.jp

## 石坂安雄 イシザカヤスオ

17021

所属 〒221-0022 神奈川県横浜市神奈川区守屋町3-12  
JVC・ケンウッド・ホールディングス(株)  
電話：045-450-2423 FAX：045-450-2425  
ishizaka.yasuo@jk-holdings.com

## 石原俊秀 イシハラトシヒデ

15848

所属 〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-25-2 ブリヂストン虎ノ門ビル6階  
大谷特許事務所  
電話：03-3459-1291 FAX：03-3459-1592  
t-ishihara@cd.inbox.ne.jp

## 伊藤邦孝 イトウクニタカ

16756

所属 〒299-0108 千葉県市原市千種海岸2-2  
東レ・ダウコーニング株式会社 知財戦略部門 特許部  
電話：0436-21-3183 FAX：0436-21-7248  
cheshirecat0127@smile.odn.ne.jp

**伊吹欽也**      イブ キキンヤ

**15324**

所 属    〒150-6032 東京都渋谷区恵比寿4-20-3 恵比寿ガーデンプレイスタワー32階  
伊東国際特許事務所  
電話：03-5424-2511    FAX：03-5424-2525  
pa-ibuki@itohpat.co.jp

**岩田 諭**      イワタサトシ

**15483**

所 属    〒150-6032 東京都渋谷区恵比寿4-20-3 恵比寿ガーデンプレイスタワー32階  
伊東国際特許事務所  
電話：03-5424-2511    FAX：03-5424-2529  
pa-iwata@itohpat.co.jp

**浦園丈展**      ウラゾノタケノブ

**15909**

所 属    〒243-0014 神奈川県厚木市旭町4-14-1 厚木テクノロジーセンター  
ソニー株式会社 知的財産センター パテント部  
電話：046-202-8353    FAX：046-202-6289  
takenobu.urazono@jp.sony.com

**遠藤真治**      エントウマサハル

**13044**

所 属    〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-3-20 神谷町MTビル19階  
平木国際特許事務所  
電話：03-5425-1800    FAX：03-5425-0981  
endoh@hiraki-patent.co.jp

**大場義則**      オオハヨシノリ

**15884**

所 属    〒150-6032 東京都渋谷区恵比寿4-20-3 恵比寿ガーデンプレイスタワー32階  
伊東国際特許事務所  
電話：03-5424-2511    FAX：03-5424-2525  
pa-ohba@itohpat.co.jp

**小川 潔**      オガワキヨシ

**16650**

所 属    〒222-8522 神奈川県横浜市港北区新横浜2-10-1  
レーザーテック株式会社  
電話：045-478-7410    FAX：045-478-7443  
kogawa@lasertec.co.jp

**帯包浩司** オビカネコウジ

16634

所 属 〒104-0061 東京都中央区銀座6-6-7 朝日ビルディング7階  
クレオ国際特許事務所  
電話：03-5537-0601 FAX：03-5537-0605  
obikane@nipo.gr.jp

**加藤卓士** カトウタカシ

13443

所 属 〒162-0818 東京都新宿区築地町4 神楽坂テクノス5F  
加藤知的財産事務所  
電話：03-6457-5615 FAX：03-5229-0155  
tkato@ipkato.com

**加藤祐一** カトウユウイチ

15592

所 属 〒100-0016 東京都台東区台東4-11-4 三井住友銀行御徒町ビル6階  
豊栄特許事務所  
電話：03-5812-8131 FAX：03-5812-7260  
kato@hoei-pat.jp

**刈谷昌司** カリヤショウジ

16765

所 属 〒160-0022 東京都新宿区新宿1-5-4 YKBマイクガーデン5F  
川北国際特許事務所  
電話：03-5362-3180 FAX：03-3341-6103  
k-s-club@jcom.home.ne.jp

**河辺幸代** カワベ ユキヨ

15745

所 属 〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-6-2 新丸の内センタービルディング  
ゾンデルホフ&アインゼル法律特許事務所  
電話：03-5220-6500 FAX：03-5220-6556  
kawabe-yukiyo@sonderhoff-einsel.co.jp

**腰本裕之** コシモトヒロユキ

16429

所 属 〒107-0052 東京都港区赤坂2-6-20  
谷・阿部特許事務所  
電話：03-3589-1201 FAX：03-3589-1206  
h\_koshimoto@taniabe.co.jp

**古城有史** コジ ヨウコウシ

16907

所 属 〒105-0004 東京都港区新橋2-12-7 労金新橋ビル  
一色国際特許業務法人  
電話：03-3508-0336 FAX：03-5532-8514  
yushi\_kojo@isshiki.com

**齋藤令佳** サイトウレイカ

13833

所 属 〒150-6032 東京都渋谷区恵比寿4-20-3 恵比寿ガーデンプレイスタワー32階  
伊東国際特許事務所  
電話：03-5424-2511 FAX：03-5424-2525  
pa-saito@itohpat.co.jp

**酒井太一** サカイタイチ

15485

所 属 〒150-6032 東京都渋谷区恵比寿4-20-3 恵比寿ガーデンプレイスタワー32階  
伊東国際特許事務所  
電話：03-5424-2511 FAX：03-5424-2525  
pa-t-sakai@itohpat.co.jp

**佐藤礼子** サトウレイコ

16641

所 属 〒107-0052 東京都港区赤坂2-6-20  
谷・阿部特許事務所  
電話：03-3589-1201 FAX：03-3589-1206  
r\_sato@taniabe.co.jp

**茂野 瞳** シゲノヒトミ

17039

所 属 〒150-6032 東京都渋谷区恵比寿4-20-3 恵比寿ガーデンプレイスタワー32階  
伊東国際特許事務所  
電話：03-5424-2511 FAX：03-5424-2529  
pa-shigeno@itohpat.co.jp

**下村克彦** シモムラカツヒコ

11224

所 属 〒100-0004 東京都千代田区大手町2-2-1 新大手町ビル331  
(業) 浅村特許事務所  
電話：03-3279-8670 FAX：03-3246-1239

**庄司克彦** ショウジ カツヒコ

13277

所 属 〒150-6032 東京都渋谷区恵比寿4-20-3 恵比寿ガーデンプレイスタワー32階  
伊東国際特許事務所  
電話：03-5424-2511 FAX：03-5424-2525  
pa-shoji@itohpat.co.jp

**鈴木真子** スズキ マサコ

17016

所 属 〒150-6032 東京都渋谷区恵比寿4-20-3 恵比寿ガーデンプレイスタワー32階  
伊東国際特許事務所  
電話：03-5424-2511 FAX：03-5424-2527  
pa-suzuki@itohpat.co.jp

**高橋幹夫** タカハシ ミキオ

16831

所 属 〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜3-20-12 新横浜望星ビル7F  
加藤内外特許事務所  
電話：045-476-1131 FAX：045-476-2929  
mtakahashi@a-kato-pat.jp

**田続 誠** タツツギ マコト

16610

所 属 〒100-0004 東京都千代田区大手町2-2-1 新大手町ビル331  
(業) 浅村特許事務所  
電話：03-3279-8730 FAX：03-3246-1239

**田村拓也** タムラ タクヤ

16368

所 属 〒105-0003 東京都港区西新橋1-6-13 柏屋ビル  
福田特許事務所  
電話：03-3501-8751 FAX：03-3501-3786  
tamura@fukudapatent.jp

**鶴谷裕二** ツルヤ ユウジ

15954

所 属 〒150-6032 東京都渋谷区恵比寿4-20-3 恵比寿ガーデンプレイスタワー32階  
伊東国際特許事務所  
電話：03-5424-2511 FAX：03-5424-2527  
pa-tsuruya@itohpat.co.jp

戸塚朋之 トツカトモユキ

13920

所属 〒144-0056 東京都大田区西六郷4-18-1-602  
戸塚特許事務所  
電話：03-6806-9012 FAX：03-6806-9012  
t8178@iris.dti.ne.jp

取違 琢 トリチガ イタク

16930

所属 〒105-0004 東京都港区新橋2-12-7 労金新橋ビル  
一色国際特許業務法人  
電話：03-3508-0336 FAX：03-5532-8514  
torichigai@isshiki.com

中濱明子 ナカハマアキコ

13541

所属 〒100-0004 東京都千代田区大手町2-2-1 新大手町ビル206区  
ユアサハラ法律特許事務所  
電話：03-3270-6641 FAX：03-3246-5017

中村 礼 ナカムラレイ

11695

所属 〒150-6032 東京都渋谷区恵比寿4-20-3 恵比寿ガーデンプレイスタワー32階  
伊東国際特許事務所  
電話：03-5424-2511 FAX：03-5424-2525  
pa-nakamura@itohpat.co.jp

樋口高年 ヒグ チタカトシ

16274

所属 〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜3-20-12 新横浜望星ビル7階  
加藤内外特許事務所  
電話：045-476-1131 FAX：045-476-2929  
thiguchi@a-kato-pat.jp

廣瀬なつ子 ヒロセナツコ

16866

所属 〒100-0014 東京都千代田区永田町2-13-10 プルデンシャルタワー  
東京青山・青木・狛法律事務所  
ベーカー & マッケンジー外国法事務弁護士事務所 外国法共同事業  
電話：03-5157-2700 FAX：03-5157-2900  
natsuko.hirose@bakermckenzie.com



**夫馬直樹** フマ ナオキ

14768

所 属 〒100-0004 東京都千代田区大手町2-2-1 新大手町ビル206区  
ユアサハラ法律特許事務所  
電話：03-3270-6641 FAX：03-3246-0233

**本間裕美** ホンマヒロミ

15995

所 属 〒150-6032 東京都渋谷区恵比寿4-20-3 恵比寿ガーデンプレイスタワー32階  
伊東国際特許事務所  
電話：03-5424-2511 FAX：03-5424-2529  
pa-honma@itohpat.co.jp

**松村直樹** マツムラナオキ

17059

所 属 〒150-6032 東京都渋谷区恵比寿4-20-3 恵比寿ガーデンプレイスタワー32階  
伊東国際特許事務所  
電話：03-5424-2511 FAX：03-5424-2525  
pa-matsumura@itohpat.co.jp

**水本義光** ミズモトヨシテル

14002

所 属 〒100-0004 東京都千代田区大手町2-2-1 新大手町ビル331  
(業) 浅村特許事務所  
電話：03-3211-3651 FAX：03-3246-1239

**宮城康史** ミヤキ ヤスシ

16785

所 属 〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-6-2 新丸の内センタービルディング  
ゾンデルホフ&アインゼル法律特許事務所  
電話：03-5220-6500 FAX：03-5220-6556  
miyagi-yasushi@sonderhoff-einsel.co.jp

**田村猛郎** タムラタケオ

15197

所 属 〒150-6032 東京都渋谷区恵比寿4-20-3 恵比寿ガーデンプレイスタワー32階  
伊東国際特許事務所  
電話：03-5424-2511 FAX：03-5424-2525  
pa-tamura@itohpat.co.jp

**矢口和彦** ヤグチカズヒコ

16292

所属 〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-2-2  
東京商工会議所  
電話：03-3283-7637 FAX：03-3213-8716  
pa\_yaguchi@ybb.ne.jp

**山口昭則** ヤマグチアキノリ

14677

所属 〒150-6032 東京都渋谷区恵比寿4-20-3 恵比寿ガーデンプレイスタワー32階  
伊東国際特許事務所  
電話：03-5424-2511 FAX：03-5424-2525  
pa-yamaguchi@itohpat.co.jp

**山口康明** ヤマグチヤスアキ

9965

所属 〒100-0004 東京都千代田区大手町2-2-1 新大手ビル331  
(業) 浅村特許事務所  
電話：03-3279-8642 FAX：03-3246-1239

**山野美可** ヤマノミカ

16795

所属 〒105-0004 東京都港区新橋2-12-7 労金新橋ビル  
一色国際特許業務法人  
電話：03-3508-0071 FAX：03-5157-1601  
tai-mk@isshiki.com

**吉田幸二** ヨシダコウジ

14412

所属 〒150-6032 東京都渋谷区恵比寿4-20-3 恵比寿ガーデンプレイスタワー32階  
伊東国際特許事務所  
電話：03-5424-2511 FAX：03-5424-2525  
pa-k-yoshida@itohpat.co.jp

**渡會祐介** ワタライユウスケ

14821

所属 〒113-0034 東京都文京区湯島3-10-9 沢井ビル301号室  
渡会特許事務所  
電話：03-6240-1645 FAX：03-6240-1646  
watarai-pat@xrj.biglobe.ne.jp

# PA会運営資金に ご寄付いただいている先生方

PA会会計幹事 市 東 篤

PA会は、伝統的にその会務運営に要する費用を会員の先生方による任意のご厚意に依存しております。会員の方々への依頼状は、例年PA会幹事長と会計幹事の連名で発送させていただいております。

ここに、本年度の会務運営費をご寄付いただきました先生方のお名前を掲載させていただき、PA会の会務運営に対して賜りました深いご理解に心から御礼申し上げます。

なお、PA会会報19号より、当該年度にお振り込みいただきました先生方のリストを掲載しております。本年度も平成22年9月7日現在までにお振り込み頂きました先生方のお名前を掲載させていただきますので、その点ご了解下さい。

最後に、新たにご寄付をお申し出下さる場合には、下記の郵便振替口座に1口5千円を目安にお振り込み下さい。

郵便振替口座番号 0 0 1 7 0 - 7 - 5 3 6 8 2 0

加入者名 PA会

浅井 章弘	浅野 彰	浅村 皓	阿部美次郎	新井 孝治	荒井 俊之
在原 元司	飯田 岳雄	飯田 伸行	五十嵐孝雄	池上 徹真	石井たかし
石川 英毅	石黒 健二	石橋 脩	石原 啓策	石渡 英房	井滝 裕敬
一色 健輔	井出 正威	伊東 彰	伊藤 茂	伊東 忠彦	稲葉 良幸
井上 元廣	井上 義雄	今村 正純	岩田 弘	上田 和弘	内山 充
宇都宮 正明	産形 和央	江原 望	大家 邦久	大垣 孝	大島 厚
大谷 保	大塚 秀一	大塚 文昭	大音 康毅	大西 正悟	大橋 英明
大場 正成	大山健次郎	岡田 守弘	岡部 讓	小川 順三	小合 宗一
押本 泰彦	小野 尚純	影山光太郎	加古 進	柏谷 昭司	春日 讓
片桐 光治	加藤 朝道	加藤ちあき	香取 孝雄	狩野 彰	上山 浩
嶋田 哲彰	河合 千明	川上 宣男	川口 義雄	川崎 仁	菊池 武胤
草間 攻	葛和 清司	工藤 実	栗原 和彦	栗原 浩之	小池 寛治
神津 堯子	河野 英仁	國分 孝悦	小島 清路	後藤 政喜	小西 富雅
小林 英一	小林 和憲	小林 純子	小林十四雄	小山 欽造	坂本 智弘
櫻木 信義	佐々木聖孝	佐藤 正美	佐藤 祐介	佐藤玲太郎	市東 篤
四宮 通	治部 卓	清水 徹男	庄子 幸男	杉浦 正知	杉原 鉄郎
杉村 憲司	杉本 博司	杉本 文一	鈴木 康介	鈴木 大介	鈴木 利之
鈴木 秀雄	須田 正義	関 正治	蔵合 正博	曾我 道治	園部 武雄
高梨 範夫	高橋 雅和	高見 和明	鷹見 雅和	田下 明人	田中 敏博
田中 正治	田中 義敏	田辺 恵基	谷田 拓男	谷 義一	田村敬二郎
土屋 勝	中尾 直樹	中島 敏	中平 治	中谷 光夫	中野 圭二
西尾 章	西下 正石	二宮 正孝	野中 克彦	萩野 幹治	萩原 康司
長谷川哲哉	長谷川洋子	花村 泰伸	馬場 玄式	平木 祐輔	平田 忠雄
平山 洲光	広瀬 和彦	福田 賢三	福村 直樹	藤谷 史朗	伏見 直哉
舟橋 榮子	穂坂 道子	星野 昇	本多 一郎	増井 忠武	松井 伸一
松井 光夫	松浦 憲三	松永 宣行	松本 悟	間山世津子	三浦 邦夫
水野 昭宣	宮川 良夫	三宅 正夫	村木 清司	村田 正樹	村田 実
森下 賢樹	森山 隆	柳田 征史	矢野 裕也	山田 正紀	山田 隆一
吉延 彰広	劉 昕	若田 勝一	和田 憲治	渡邊 敬介	渡辺 望稔

## 叙勲・褒章受章者（昭和37年以降）

秋	元	不二三	昭37	秋	黄綬	田	中	博	次	昭52	春	勲四瑞宝
			昭42	秋	勲五双光旭日	柴	田	時之助		昭52	秋	黄綬
田	代	久平	昭38	秋	藍綬	海	老	根	駿	昭53	春	勲四旭日小
			昭44	春	勲四瑞宝	近	藤	一	緒	昭53	秋	勲五瑞宝
中	松	潤之助	昭40	秋	藍綬	秋	沢	政	光	昭54	春	黄綬
			昭42	秋	勲二瑞宝	曾	我	道	照	昭54	春	黄綬
森		武章	昭39	秋	黄綬	吉	藤	幸	朔	昭54	秋	勲三旭日中
湯	浅	恭三	昭39	秋	紺綬	小	山	欽	造	昭55	春	藍綬
			昭46	秋	勲三瑞宝	小	川	一	美	昭55	春	勲五瑞宝
湯	川	龍	昭39	秋	黄綬	入	山		実	昭55	秋	勲三瑞宝
浅	村	成久	昭41	秋	藍綬	矢	島	鶴	光	昭55	秋	勲三瑞宝
小	川	潤次郎	昭43	秋	勲四旭日小	野	間	忠	夫	昭55	秋	紺綬
竹	田	吉郎	昭43	秋	黄綬	磯	長	昌	利	昭56	春	勲四瑞宝
			昭49	春	勲五瑞宝	三	宅	正	夫	昭56	秋	黄綬
黒	川	美雄	昭45	春	勲五瑞宝	吉	村		悟	昭57	秋	黄綬
中	島	喜六	昭45	秋	勲五瑞宝	池	永	光	彌	昭58	春	勲四旭日小
松	野	新	昭46	春	勲四瑞宝	光	明	誠	一	昭58	春	黄綬
足	立	卓夫	昭46	秋	黄綬	高	田		忠	昭58	秋	勲三瑞宝
			昭53	秋	勲五瑞宝	小	林	正	雄	昭58	秋	勲五双光旭日
清	瀬	三郎	昭47	春	勲二瑞宝	戸	村	玄	紀	昭59	春	勲四瑞宝
原		増司	昭47	春	勲二瑞宝	西	村	輝	男	昭59	春	黄綬
高	橋	修一	昭47	秋	紫綬	渡	辺	総	夫	昭60	春	勲四瑞宝
			昭56	秋	勲四旭日小	大	条	正	義	昭61	春	黄綬
笠	石	正	昭48	秋	藍綬	小	山	欽	造	昭61	秋	勲四瑞宝
			昭57	秋	勲四瑞宝	松	原	伸	之	昭61	秋	黄綬
大	条	正義	昭48	秋	紺綬	桑	原	尚	雄	昭61	秋	黄綬
伊	藤	貞	昭49	秋	黄綬	中	村		豊	昭62	春	勲四旭日小
			昭55	春	勲五瑞宝	田	坂	善	重	昭62	春	勲四瑞宝
沢	田	勝治	昭50	秋	勲四瑞宝	網	野		誠	昭62	秋	勲四旭日小
小	橋	一男	昭50	秋	藍綬	岡	部	正	夫	昭62	秋	藍綬
飯	田	治躬	昭50	秋	黄綬	小	橋	一	男	昭63	春	勲四瑞宝
田	丸	巖	昭51	秋	勲五瑞宝	青	野	昌	司	昭63	秋	勲四瑞宝
中	島	和雄	昭51	秋	勲五瑞宝	大	野	善	夫	平 2	秋	黄綬
味	田	剛	昭52	春	勲三瑞宝	三	宅	正	夫	平 3	春	勲五双光旭日章
山	本	茂	昭52	春	勲三瑞宝	田	中	正	治	平 3	春	黄綬

清水徹男	平3	秋	黄綬	安達功	平14	春	勲四旭日小
野間忠夫	平3	秋	黄綬	菊池武胤	平14	春	黄綬
今誠	平4	秋	勲四旭日小	星野昇	平15	春	勲四旭日小
佐々木清隆	平4	秋	勲四旭日小	渡部剛	平15	春	勲四瑞宝
羽生栄吉	平4	秋	勲五瑞宝	小池寛治	平15	春	黄綬
石川長寿	平4	秋	黄綬	清水徹男	平15	秋	旭日双光章
秋沢政光	平5	春	勲四瑞宝	宇佐美利二	平15	秋	瑞宝小綬章
緒方園子	平5	秋	黄綬	神原貞昭	平15	秋	經濟産業大臣表彰
安井幸一	平5	秋	黄綬	大塚文昭	平16	春	旭日双光章
瀬谷徹	平6	春	勲四旭日小	林鉞三	平16	春	瑞宝小綬章
富田典	平6	春	勲四瑞宝	井上義雄	平16	春	黄綬
大塚文昭	平6	春	黄綬	松尾和子	平16	春	經濟産業大臣表彰
野口良三	平6	秋	黄綬	高見和明	平16	秋	瑞宝小綬章
浅村皓	平7	春	藍綬	井出直孝	平16	秋	黄綬
江原望	平7	春	黄綬	稻葉良幸	平16	秋	黄綬
松隈秀盛	平7	春	勲四瑞宝	飯田伸行	平17	春	黄綬
長谷川穆	平7	秋	藍綬	村田実	平17	春	黄綬
吉村悟	平8	春	勲五瑞宝	竹内英人	平17	秋	瑞宝中綬章
村松貞男	平9	春	勲四旭日小	平木祐輔	平17	秋	瑞宝双光章
村木清司	平9	春	黄綬	渡辺望稔	平17	秋	黄綬
末野徳郎	平9	秋	勲四旭日小	岩上昇一	平18	春	瑞宝双光章
河野昭	平9	秋	黄綬	田中正治	平18	秋	旭日小綬章
桑原英明	平9	秋	黄綬	加茂裕邦	平20	春	瑞宝小綬章
須賀総夫	平10	秋	黄綬	杉本文一	平20	春	瑞宝小綬章
平田忠雄	平10	秋	黄綬	村木清司	平21	秋	旭日小綬章
阿形明	平10	秋	黄綬	川島利和	平21	秋	瑞宝小綬章
岩田弘	平11	春	勲三瑞宝	兒玉善博	平21	秋	瑞宝小綬章
鈴木秀雄	平11	春	黄綬				
杉村興作	平11	春	黄綬	(注)	黄綬……	黄綬褒章	
森徹	平11	秋	黄綬		藍綬……	藍綬褒章	
柳田征史	平12	春	黄綬		紫綬……	紫綬褒章	
土屋勝	平12	秋	黄綬		紺綬……	紺綬褒章	
湯本宏	平12	秋	黄綬		勲 瑞宝……	勲 等瑞宝章	
岡部正夫	平13	春	勲四瑞宝		勲 旭日中……	勲 等旭日中綬賞	
久保田藤郎	平13	春	黄綬		勲 旭日小……	勲 等旭日小綬賞	
増井忠貳	平13	春	黄綬		勲 双光旭日…	勲 等双光旭日章	
松原伸之	平13	秋	勲五双光旭日				

# PA会関係歴代弁理士会理事（大正5年—昭和30年）

年 度	理 事	年 度	理 事 長	理 事
大正 5年	中 松 盛 雄 清 水 連 郎	14年	山 田 正 実	清 水 連 郎
6年	中 松 盛 雄 清 水 連 郎	15年	山 田 正 実	湯 川 龍
7年	伊 藤 栄 飯 田 治 彦	16年	沼 正 治	
10年	曾 我 清 雄	17年	沼 正 治	杉 村 信 近
11年	猪 股 淇 清			
	伊 東 栄 清 水 連 郎	昭和18年	杉 村 信 近	湯 川 龍
12年	伊 東 栄 猪 股 淇 清	19年	清 瀬 一 郎	奥 山 恵 吉
	浅 村 三 郎	20年		沼 正 治
13年	飯 田 治 彦 曾 我 清 雄	21年		田 代 久 平
	中 松 盛 雄			沼 正 治
14年	飯 田 治 彦 曾 我 清 雄	22年		草 場 晁
	中 松 盛 雄			山 中 政 吉
15年	清 水 連 郎	23年	川 部 佑 吉	草 場 晁
昭和 2年	清 水 連 郎			山 中 政 吉
3年	伊 東 栄	24年	田 代 久 平	広 田 徹
4年	伊 東 栄 杉 村 信 近	25年		大 西 冬 蔵
5年	杉 村 信 近			田 代 久 平
6年	中 松 潤之助 草 場 九十九			広 田 徹
7年	中 松 潤之助 草 場 九十九	26年	山 田 正 実	大 西 冬 蔵
8年	浅 村 良 次	27年	小 川 潤次郎	山 田 正 実
9年	浅 村 良 次 隅 田 秋二郎	28年		天 谷 次 一
10年	山 中 政 吉 草 場 晁			小 川 潤次郎
	隅 田 秋二郎	29年		天 谷 次 一
11年	田 代 久 平 草 場 晁			山 中 政 吉
	山 中 政 吉			
12年	田 代 久 平 曾 我 清 雄			
13年	曾 我 清 雄 清 水 連 郎			
		年度 会 長	副 会 長	
		昭和30年	川 部 佑 吉	山 中 政 吉

# PA会関係歴代幹事長・弁理士会理事（昭和31年以降）

年 度	PA会幹事長	日弁幹事長	日弁副幹事長	弁理士会理事
昭和31年	田 代 久 平			会長 中 松 澗之助 川 部 佑 吉
32年	横 畠 敏 介			横 畠 敏 介 中 松 澗之助
33年	山 中 政 吉	大 西 冬 蔵		黒 川 美 雄 横 畠 敏 介
34年	黒 川 美 雄			会長 大 西 冬 蔵 黒 川 美 雄
35年	黒 川 美 雄			奥 山 恵 吉
36年	小 橋 一 男	黒 川 美 雄		若 杉 吉五郎
37年	小 橋 一 男			会長 浅 村 成 久
38年	大 条 正 義			小 橋 一 男
39年	小 山 欽 造	浅 村 成 久		大 条 正 義
40年	岡 部 正 夫		西 村 輝 男	池 永 光 彌
41年	岡 部 正 夫		西 村 輝 男	会長 奥 山 恵 吉
42年	桑 原 尚 雄	奥 山 恵 吉	三 宅 正 夫	海老根 駿
43年	桑 原 尚 雄		三 宅 正 夫	岡 部 正 夫
44年	秋 沢 政 光		長谷川 穆	会長 湯 浅 恭 三
45年	秋 沢 政 光		長谷川 穆	小 山 欽 造 松 原 伸 之
46年	野 間 忠 夫	小 橋 一 男	浅 村 皓	西 村 輝 男
47年	高 橋 敏 忠		大 塚 文 昭	秋 沢 政 光
48年	安 井 幸 一		高 橋 敏 忠	野 間 忠 夫
49年	浅 村 皓		杉 村 興 作	会長 小 橋 一 男
50年	大 塚 文 昭	小 山 欽 造	栗 林 貢	長谷川 穆



51年	西	立	人		菊池	武胤		杉村	興作
52年	津田		淳		田中	正治		桑原	尚雄
53年	杉村	興作			浅村	皓	会長	小山	欽造
54年	坂田	順一	岡部	正夫	田中	正治		浅村	皓
55年	菊池	武胤			久保田	藤郎		田中	正治
56年	増井	忠式			柳田	征史	会長	岡部	正夫
57年	村木	清司	秋沢	政光	浅村	皓		津田	淳
58年	柳田	征史			阿形	明		坂田	順一
59年	田中	正治			江原	望		三宅	正夫
60年	江原	望			一色	健輔	会長	秋沢	政光
61年	阿形	明			谷	義一		柳田	征史
62年	清水	徹男	長谷川 (前期) 秋沢 (後期)	穆政 光	杉浦	正知		村木	清司
63年	一色	健輔			小池	寛治	会長	長谷川 阿形	穆 明
平成元年	谷	義一			神原	貞昭		江原	望
2年	小池	寛治			村木	清司		菊池	武胤
3年	神原	貞昭	浅村	皓	網野	友康		増井	忠式
4年	渡辺	望稔			福田	賢三		浅村	皓
5年	小塩	豊			井上	義雄	会長	浅村	皓
6年	井上	義雄			飯田	伸行		清水	徹男
7年	飯田	伸行	田中	正治	渡辺	望稔		神原	貞昭
8年	網野	友康			加藤	朝道		小池	寛治
9年	村田	実			小塩	豊	会長	田中	正治
10年	大西	正悟	村木	清司	村田	実		渡辺	望稔
								加藤	朝道

11年	福村直樹		大西正悟		村木清司
					小塩豊
12年	渡邊敬介		松田嘉夫	会長	村木清司
					飯田伸行
13年	松田嘉夫		古関宏		井上義雄
14年	福田伸一	谷	義一	渡辺敬介	村田実
15年	本多一郎			福田伸一	大西正悟
16年	古関宏			井出正威	福田賢三
17年	狩野彰			岡部讓	谷義一
					一色健輔
18年	井出正威		本多一郎	会長	谷義一
					岡部讓
					渡邊敬介
19年	萩原康司	大西正悟	狩野彰		稲葉良幸
20年	神林恵美子		萩原康司		福田伸一
21年	福田賢三		神林恵美子		本多一郎
22年	伊東忠重	岡部讓	萩原康司		狩野彰

## P A会会員歴代常議員（大正11年以降）

大正11年	曾 我 清 雄	中 松 盛 雄	草 場 九 十 九	飯 田 治 彦		
大正12年	清 水 連 郎	飯 田 治 彦	草 場 九 十 九	中 松 盛 雄		
大正13年	伊 東 榮	清 水 連 郎				
大正14年						
大正15年	秋 元 不 二 三	草 場 九 十 九	曾 我 清 雄			
昭和2年	浅 村 良 次	杉 村 信 近	曾 我 清 雄	草 場 九 十 九		
昭和3年	猪 股 淇 清					
昭和4年						
昭和5年	清 水 連 郎					
昭和6年	清 水 連 郎					
昭和7年	原 田 九 郎					
昭和8年	草 場 晁 清 水 連 郎	竹 田 吉 郎	中 松 潤 之 助	山 中 政 吉	原 田 九 郎	
昭和9年	田 代 久 平 山 中 政 吉	山 田 正 実	清 水 連 郎	草 場 晁	中 松 潤 之 助	
昭和10年	影 山 直 樹	久 高 将 吉	田 代 久 平	山 田 正 美		
昭和11年	浅 村 成 久	沼 正 治	高 橋 松 次	久 高 将 吉		
昭和12年	足 立 卓 夫	湯 川 龍	金 丸 義 男	浅 村 成 久	沼 正 治	
昭和13年	伊 藤 貞	大 條 正 雄	猪 股 正 清	金 丸 義 男	湯 川 龍	
昭和14年	奥 山 惠 吉	曾 我 清 雄	大 條 正 雄			
昭和15年	芦 葉 清 三 郎	杉 村 信 近	奥 山 惠 吉	曾 我 清 雄		
昭和16年	秋 元 不 二 三	山 田 正 美				
昭和17年	奥 山 惠 吉 湯 川 龍	金 丸 義 男	竹 田 吉 郎	山 田 正 実	秋 元 不 二 三	
昭和18年	足 立 卓 夫	廣 田 徹				
昭和19年	大 條 正 雄	久 高 将 吉	山 中 政 吉			
昭和20年	秋 元 不 二 三	金 丸 義 男	竹 田 吉 郎			
昭和21年	奥 山 惠 吉 金 丸 義 男	草 場 晁 芦 葉 清 三 郎	久 高 将 吉 影 山 直 樹	山 田 正 実 竹 田 吉 郎	秋 元 不 二 三	
昭和22年	荒 木 友 之 助					
昭和23年	大 西 冬 蔵	田 代 久 平	大 條 正 雄	黒 川 美 雄	荒 木 友 之 助	
昭和24年	伊 藤 貞	小 山 欽 造	草 場 晁	曾 我 道 照		
昭和25年	横 畠 敏 介	伊 藤 貞	小 山 欽 造	草 場 晁	曾 我 道 照	
昭和26年	大 條 正 雄	若 杉 吉 五 郎	横 畠 敏 介	大 野 龍 之 輔		
昭和27年	中 島 喜 六	柴 田 時 之 助	廣 田 徹	大 條 正 雄	若 杉 吉 五 郎	
昭和28年	小 川 一 美 柴 田 時 之 助	小 橋 一 男 廣 田 徹	田 丸 巖	黒 川 美 雄	中 島 喜 六	
昭和29年	吉 村 一 悟 小 川 一 美	細 川 政 之 助	黒 川 美 雄	田 丸 巖	小 橋 一 男	

昭和30年	中島喜六	大西冬藏	細川政之助	吉村悟		
昭和31年	小橋一男	光明誠一	中島喜六	大西冬藏		
昭和32年	松原伸之男 小橋一男	高橋松次	柴田時之助	廣田徹	光明誠一	
昭和33年	大条正義 大松正伸	小山欽造	廣田徹	柴田時之助	高橋松次	
昭和34年	小川潤次郎 小山欽造	三宅正夫	横島敏介	岡本重文	大条正義	
昭和35年	中島和雄	日下繁	三宅正夫	小川潤次郎	横島敏介	
昭和36年	海老根駿	田丸巖	日下繁	中島和雄		
昭和37年	桑原尚雄	相良省三	長城文明	海老根駿	田丸巖	
昭和38年	岡部正夫 相良省三	松原伸之	山本茂	長城文明	桑原尚雄	
昭和39年	山本茂(議長) 石川長寿		松原伸之*	岡部正夫*	西村輝男	
昭和40年	清水陽一	市東市之介	西村輝男	石川長寿		
昭和41年	吉田功	渡辺迪孝	岡野一郎	市東市之介	清水陽一	
昭和42年	池永光彌(議長)		浅村皓	渡辺迪孝		
昭和43年	秋沢政光 池永光彌	小川一美	和田義寛	野間忠夫**	浅村皓	
昭和44年	長谷川穆(副議長) 和田義寛		山下穰平	安井幸一	小川一美	
昭和45年	大条正義	西立人	網野誠	長谷川穆		
昭和46年	栗林貢 網野誠	緒方園子 大条正義	高橋敏忠	杉村興作	西立人	
昭和47年	田代初男 杉村興作	草野卓 高橋敏忠	今井庄亮	栗林貢	緒方園子	
昭和48年	小山欽造(議長) 小草野卓		伊藤晴之男 伊藤晴之男	大塚文昭	矢淵久成	
昭和49年	中平治	田中正治	伊藤晴之男	大塚文昭	矢淵久成	
昭和50年	津田淳	柳田征史	久保田藤郎	中平治	田中正治	
昭和51年	秋沢政光(議長) 柳田征史		石原孝志 久保田藤郎	江原望	津田淳	
昭和52年	後藤武夫 秋沢政光	菊池武胤	土屋勝	増井忠次	江原望	
昭和53年	中村純之助 増井忠次	坂田順一	桑原英明	菊池武胤	土屋勝	
昭和54年	三宅正夫(議長) 坂田順一		細井正二 中村純之助	清水徹男 桑原英明	栗田忠彦	
昭和55年	寺崎孝一 細井正二	井上義雄 伊東彰	井出直孝	栗田忠彦	清水徹男	
昭和56年	阿形明(議長) 阿寺崎孝一	伊東彰	村木清司 井出直孝	大音康毅	井上義雄	
昭和57年	影山一美 阿形明	加藤建二	小池寛治	佐々木清隆	村木清司	

昭和58年	野影一	間山色	忠一健	夫美舖	(副議長)	小池	寛木	治秀	桑原	尚木	雄清	隆徹**	野加	口藤	良建	三二	松永	宣賢	行三**	
昭和59年	西湯一	村本	輝健	男宏舖		須松	賀永	総宣	平桑	田原	忠尚	雄雄	浅野	村口	良三	肇三	南野	孝忠	夫夫	
昭和60年	立西湯	石村本	幸輝	宏男宏		杉須	村賀	興総	谷平	田	義忠	一雄	小浅	塩村		豊肇	大南	谷孝	保夫	
昭和61年	岡飯小	部田塩	正伸	夫行豊	(議長)	岩大	本谷	行夫	大立	野石	善幸	夫宏	明杉	石村	昌興	毅作	戸谷	水辰	男一	
昭和62年	吉神飯	村原田	貞伸	悟昭行		渡大岩	辺野本	望善行	加岡	藤部	朝正	道夫	岩明	井石	秀昌	生毅	福戸	水賢	辰三男	
昭和63年	森吉神	村原	貞	徹悟昭		渡渡	辺辺	龍三郎	橋加	本藤	正朝	男道	小岩	杉井	佳秀	男生	村福	田賢	実三	
平成元年	網森	野	友	康徹		押渡	本辺	泰三郎	小橋	橋本	正正	明男	杉小	浦杉	正佳	知男	西村	輝男		
平成2年	阿原西	形島村	典輝	明孝男		足網	立野	泉康	今押	本本	泰彦	誠彦	高小	梨橋	範正	夫明	永杉	田武	三三郎	
平成3年	荒山永	井内田	俊武	之雄三郎		田阿原	中形島	正典	中足	村立		豊泉	舟今	橋	栄子	誠	矢高	野梨	裕也	
平成4年	田神矢	中津野	正堯裕	治子也	(議長)	福山	村内	直梅	稲荒	葉井	良俊	幸之	江中	原村		望豊	香舟	取橋	孝栄	雄子
平成5年	長谷加福	川藤村	直	穆卓樹		二稻	宮葉	正良	大江	垣原		孝望	木香	川取	幸孝	治雄	松神	田津	嘉堯	夫子
平成6年	柳社松	田本	征一嘉	史夫夫	(副議長)	清大	水垣	邦明	新長木	垣川	盛幸	克穆治	小加	川藤	順	三卓	阿二	部宮	和正	夫孝
平成7年	阿柳村	部田木	和征清	夫史司		新川渡	垣添辺	盛不美	小久	川門	順三	享	清河	水野	邦	明昭	社佐	本野	一邦	夫廣
平成8年	菊佐大	池野西	武邦正	胤廣悟	(副議長)	村加	木藤	清伸	川渡	添邊	不美	雄敏介	久上	門島	淳	亨一	河宇	野佐	美利	昭二
平成9年	上加庄	島藤子	淳伸幸	一晃男		宇菊本	佐美池	利武敬	大小渡	塚島邊	文清敬	昭路介	大佐	西久間	正	悟剛				
平成10年	大小長	塚林沼	文隆輝	昭夫夫		岡佐本	部久多	敬	小庄	島子井	清幸忠	路男式	古杉山	関本田	文正	宏一紀				
平成11年	岡杉平山	部本木田	文祐正	讓一輔紀		大高福	島原田	厚千鶴	古田本	関中多	英一	宏夫郎	小長	林沼井	隆暉忠	夫夫式				

平成12年	大本島厚 高多一 見和明	神原貞昭 西富雅 井伸一	高神林千鶴子 神醜林貞昭 醜翻惠美子	原千鶴子 林貞昭 惠美子	田中英夫 井伸一	平木祐輔 醜翻邦弘	福田伸一 西富雅
平成13年	神原貞昭 小西富 井伸一	神原貞昭 醜翻	神林惠美子 醜翻邦弘	清水徹男 桜井周和	西岡邦昭 萩原康司	井出正威 関正治	
平成14年	清水徹男 関正治	西岡邦昭 浅村皓	岡村邦昭 日原讓望(監事)	井出正威 春日讓望	桜井周矩 須田正義	萩原康司 小野尚純(監事)	
平成15年	浅村皓一 中山健	春日讓望 江原	日原讓望(監事)	須田正義 小野尚純	小林純子	狩野彰	
平成16年	井上義雄(副議長) 河合千明	狩野隆夫 馬場玄彰	野場玄彰	小福林純子 福島弘薰	中山健一 江原望(監事)	越智隆夫 増井忠式(監事)	
平成17年	井上義雄 飯田伸行	越智隆夫 鴨田哲彰	智田哲彰	河合千史 藤谷史克	馬場玄式 星野昇(監事)	福島弘薰 増井忠式(監事)	
平成18年	飯田伸行 一色健輔**	鴨田哲彰 伊東忠彦	田東忠彦	藤谷史克 泉	星野昇(監事) 井伸一	上山浩	
平成19年	伊東忠彦 一色健輔	泉三上克文 三上月良結次	三上克文 上月良結次	白井伸一 市東篤重	濱中淳宏 濱中淳宏	井上義雄(監事)	
平成20年	一色健輔 櫻木信義	三上月良結次 望月良次	上月良結次 月良次	市東篤重 伊東忠重	濱中淳宏 石深澤英房	山田正紀(監事)	
平成21年	櫻木信義 大西正悟	望月良次 井滝裕敬	月良次 滝裕敬	伊東忠重 中野圭二	石深澤英房 深澤拓司	山田正紀(監事)	
平成22年	大西正悟 村田	井滝裕敬 高橋誠一郎	滝裕敬 橋誠一郎	中野圭二 野上	深澤拓司 穂坂道子	一色健輔(監事)	

(注: \* 2年度議員 \*\* 1年任期)

# 特許庁関係各種委員（昭和31年以降）

年 度	弁理士懲戒審議会	弁理士試験審査会	そ の 他
昭和31年		海老根 駿（常任） 竹 田 吉 郎（臨時）	[工業所有権制度改正審議会] 竹 田 弥 蔵 中 松 潤之助 田 代 久 平 豊 田 時次郎
32年	大 野 柳之輔	海老根 駿（常任） 田 代 久 平（臨時）	[工業所有権制度改正審議会] 竹 田 弥 蔵 田 代 久 平 豊 田 時次郎
33年	田 代 久 平		[工業所有権制度改正審議会] 竹 田 弥 蔵 田 代 久 平 豊 田 時次郎
34年	田 代 久 平		
35年	高 橋 松 次	小 川 潤次郎（常任）	
36年	高 橋 松 次	小 川 潤次郎（常任）	
37年		奥 山 恵 吉（常任） 小 橋 一 男（臨時）	[工業所有権制度改正審議会] 大 野 晋
38年		奥 山 恵 吉（常任） 森 健 吾（常任）	[工業所有権制度改正審議会] 大 野 晋 [特許分類評議会] 大 野 晋
39年			[工業所有権制度改正審議会] 大 野 晋 [特許分類評議会] 大 野 晋 伊 藤 貞 [有用発明選定委員会] 大 条 正 義
40年			[工業所有権制度改正審議会] 大 野 晋 [特許分類評議会] 大 野 晋 伊 藤 貞

年 度	弁理士懲戒審議会	弁理士試験審査会	そ の 他
昭和41年		[試験部会] 小山 欽造	[工業所有権審議会] 奥 山 恵 吉 大 条 正 義
42年		[試験部会] 小山 欽造	[工業所有権審議会] 奥 山 恵 吉 大 条 正 義
44年		[試験部会] 三 宅 正 夫 (臨時)	[工業所有権審議会制度改正部会] 湯 浅 恭 三 [工業所有権審議会産業別審査基準作成評議会] 小 林 正 雄 (評議委員) 田 中 博 次 (評議委員) 小 橋 一 男 (特別評議員) [工業所有権審議会] 大 条 正 義 [多項制研究会] 浅 村 皓 [医薬特許研究会] 小 林 正 雄 [特許分類評議会] 大 野 晋
45年		[試験部会] 西 村 輝 男 (臨時)	[工業所有権審議会産業別審査基準作成評議会] 小 林 正 雄 田 中 博 次 [工業所有権審議会有用発明選定委員会] 小 山 欽 造 [工業所有権審議会] 大 条 正 義
46年	[懲戒部会] 中 島 喜 六	[試験部会] 岡 部 正 夫 (臨時)	[工業所有権審議会特許分類評議会] 大 野 晋 小 林 正 雄 [工業所有権審議会微生物懇談会] 西 立 人 [工業所有権審議会] 大 条 正 義
47年		[試験部会] 田 中 博 次 (S47. 4. 1-S49. 3. 31) [試験部会] 吉 村 悟 (S47. 4. 1-S49. 3. 31)	[工業所有権審議会制度改正部会] 小 山 欽 造 (S47. 7. 26-S48. 3. 19) [工業所有権審議会] 大 条 正 義



48年	〔試験部会〕 長谷川 穆 (S48. 4. 1-S49. 3. 31)	[工業所有権審議会制度改正部会] 岡部 正夫 (S48. 8. 15-S50. 3. 19) [工業所有権審議会] 大条 正義 [特許分類審議会] 大野 晋 小林 正雄
49年	〔試験部会〕 西 立人(臨時) (S49. 5. 8-S50. 3. 19)	[工業所有権審議会制度改正部会] 小橋 一男 (S49. 5. 8-S50. 3. 19) [工業所有権審議会] 大条 正義
50年	〔試験部会〕 野間 忠夫(臨時)	[工業所有権審議会] 岡部 正夫 大条 正義
51年	〔懲戒部会〕 大条 正義 (S51. 1. 1-S52. 12. 31)	〔試験部会〕 大条 正義 [工業所有権審議会] 岡部 正夫
53年	〔試験部会〕 野間 忠夫(臨時)	[工業所有権審議会] 小山 欽造 (S53. 5. 1-S54. 3. 19)
54年	〔試験部会〕 安井 幸一(臨時) (S54. 1. 1-S54. 12. 31) 〔試験部会〕 大塚 文昭(臨時) (S54. 1. 1-S54. 12. 31)	[工業所有権審議会] 西村 輝男 (S54. 7. 18-S56. 7. 17) [パリ条約改正等準備委員会] 浅村 皓
55年	〔試験部会〕 安井 幸一(臨時) (S55. 1. 1-S55. 12. 31) 〔試験部会〕 大塚 文昭(臨時) (S55. 1. 1-S55. 12. 31)	
56年	〔試験部会〕 松原 伸之(臨時) (S55. 1. 1-S55. 12. 31)	[工業所有権審議会] 岡部 正夫 (S56. 4. 28-S58. 4. 27) 網野 誠 (S56. 7. 18-S58. 7. 17)

57年	〔試験部会〕 玉 蟲 久五郎 (S57. 1. 1~S58. 12. 31) 〔試験部会〕 松 原 伸 之 (臨時) (S57. 1. 1~S57. 12. 31)	
58年	〔試験部会〕 浅 村 皓 (臨時) (S58. 1. 1~S58. 12. 31) 〔試験部会〕 内 田 明 (臨時) (S58. 1. 1~S58. 12. 31)	
59年	〔試験部会〕 浅 村 皓 (臨時) (S59. 1. 1~S59. 12. 31) 〔試験部会〕 内 田 明 (臨時) (S59. 1. 1~S59. 12. 31)	
60年		[工業所有権審議会] 秋 沢 政 光 (S60. 5. 20~S62. 5. 19) 岡 部 正 夫 (S60. 8. 15~S62. 8. 14)
61年		
62年		[工業所有権審議会] 岡 部 正 夫 (S62. 10. 5~H 1. 10. 4) [標準仕様研究会] 田 中 正 治 (委員) 神 原 貞 昭 (専門委員) (S62. 2~S63. 2)
63年	〔試験部会〕 清 水 徹 男 (S63. 1. 1~H 1. 12. 31) 〔試験部会〕 田 中 美 登 里 (臨時) (S63. 1. 1~S63. 12. 31)	[工業所有権審議会] 長 谷 川 穆 (S62. 5. 30~H 1. 6. 9)
平成1年	〔試験部会〕 清 水 徹 男 (S63. 1. 1~H 1. 12. 31) 〔試験部会〕 村 松 貞 男 (S63. 1. 1~H 1. 12. 31) 〔試験部会〕 中 島 敏 (臨時) (S64. 1. 1~H 1. 12. 31)	

2年	〔試験部会〕 中島 敏(臨時) (H 2. 1. 1~H 2.12.31)	[工業所有権審議会] 神原 貞昭 (H 1. 9.20-H 3. 9.19)
3年		[工業所有権審議会] 神原 貞昭 (H 1. 9.20-H 3. 9.19)
4年		[工業所有権審議会] 大塚 文昭 (H 3.10.11-H 5.10.10)
5年	〔試験部会〕 緒方 園子 (H 4. 1. 1~H 5.12.31) 村木 清司(臨時) (H 5. 1. 1~H 5.12.31)	[工業所有権審議会] 浅村 皓 (H 5. 4.10-H 5.12.19) 大塚 文昭 (H 3.10.11~H 5.10.10) 岡部 正夫 (H 4.12.20~H 5.12.19)
6年	〔試験部会〕 鈴木 秀雄 (H 6. 1.13~H 8. 1.12) 村木 清司(臨時) (H 6. 1.13~H 6.12.31)	[工業所有権審議会] 大塚 文昭 (H 5.11.19-H 7.11.18) [分類改正委員会] 大西 正悟 (H 5.11.19~H 7.11.18)
7年	〔弁理士審査会〕 松尾 和子 (H 8. 1.13~H10. 1.12)	[分類改正委員会] 西岡 邦昭 (H 7.12.12-H 9.12. 5) [商品・サービス国際分類改正委員会] 押本 泰彦 (H 7. 6. 6~H 9. 6. 5)
9年	〔弁理士審査会〕 松尾 和子 (H 9. 1.13~H10. 1.12)	[分類改正委員会] 西岡 邦昭 (H 7.12.12-H 9.12. 5) [商品・サービス国際分類改正委員会] 押本 泰彦 (H 9. 6. 6~H11. 6. 5) [工業所有権審議会] 田中正治 (H 9. 4.18~H10. 3.14)
10年	〔弁理士審査会〕 谷 義一(常任) (H10. 1.13~H12. 1.12) 星川 和男(臨時) (H10. 1. 1~H10.12.31)	[商品・サービス国際分類改正委員会] 押本 泰彦 (H 9. 6. 6~H11. 6. 5) [工業所有権審議会] 大塚 文昭(臨時) (H 9.12.15~H11.12.14)

11年	<p>[弁理士審査会]  谷 義 一 (常任)  (H10. 1.13~H12. 1.12)  竹 内 英 人 (臨時)  (H11. 1.20~H11.12.31)  星 川 和 男 (臨時)  (H11. 1.20~H11.12.31)</p>	<p>[工業所有権審議会]  大 塚 文 昭  (H 9.12.15~H11.12.14)</p>
12年	<p>[弁理士審査会]  加 藤 朝 道 (臨時)  (H11.12.14~H12.11.30)  徳 永 博 (臨時)  (H11.12.14~H12.11.30)</p>	<p>[工業所有権審議会]  村 木 清 司  (H12. 7.27~H13. 1. 5)</p>
13年	<p>[工業所有権審議会]  加 藤 朝 道 (臨時)  (H12.12. 1~H13.11.30)  徳 永 博 任 (臨時)  (H12.12. 1~H13.11.30)  小 池 寛 治 (臨時)  (H12.12. 1~H13.11.30)  稲 葉 良 幸 (臨時)  (H12.12. 1~H13.11.30)</p>	<p>[経済産業省独立行政法人評価委員会]  松 田 嘉 夫  (H13. 1~)</p> <p>[産業構造審議会]  谷 義 一 (臨時)  (H13. 4.27~H14. 4.26)</p>
14年	<p>[工業所有権審議会]  小 池 寛 治 (臨時)  (H12.12. 1~H13.11.30)  稲 葉 良 幸 (臨時)  (H12.12. 1~H13.11.30)  足 立 泉  (H13.12. 1~H15.11.30)</p>	<p>[経済産業省独立行政法人評価委員会]  松 田 嘉 夫  (H13. 1~)</p> <p>[産業構造審議会]  押 本 泰 彦 (臨時)  (H14. 4.27~H15. 4.26)</p>
15年	<p>[工業所有権審議会]  足 立 泉  柳 田 征 史</p>	<p>[産業構造審議会]  松 尾 和 子 (臨時)  (H15.6~ )  古 関 宏 (臨時)  (H15.6~H16.6)</p>
16年	<p>[弁理士試験委員]  柳 田 征 史  松 永 宣 行  高 梨 範 夫</p>	
17年		
18年	<p>[弁理士試験委員]  福 田 賢 三  高 原 千 鶴 子  窪 田 英 一 郎</p>	<p>[産業構造審議会]  谷 義 一  神 原 貞 昭</p>
19年	<p>[弁理士試験委員]  阿 部 和 夫  小 林 純 子</p>	

20年

[弁理士試験委員]

舟橋 榮子  
阿部 和夫  
小林 純子  
本多 敬子  
中村 知公  
加藤 ちあき  
岩瀬 吉和

[特許性検討委員会]

松任谷 優子  
清水 義憲

21年

[工業所有権審議会]

舟橋 榮子  
望月 良次  
福田 伸一  
中村 知公  
中山 健一  
小澤 信彦  
萩原 康司  
(臨時)

(H21. 2. 20～H21. 11. 30)

[特許庁]

土屋 良弘

22年

[工業所有権審議会  
・試験委員]

新井 博  
岡戸 昭佳  
小澤 信彦  
神林 恵美子  
杉本 博司  
萩原 康司  
中野 圭二  
中山 健一  
本多 敬子  
望月 良次

[特許庁]

古 関 宏  
土屋 良弘  
南条 雅裕  
橋本 千賀子

# P A 会 会 則

(名称)

第1条 本会はP A会と称する。

(目的)

第2条 本会は会員相互の親睦及び福利の増進を図ると共に日本弁理士会の円滑なる活動に寄与し弁理士業務の進歩拡充を図ることを目的とする。

(会員)

第3条 本会は前条の趣旨に賛同する弁理士であって、入会申し込みが幹事会で承認された会員を以て組織する。

2 幹事会は、幹事会の決定するところにより会員を退会扱いとすることができる。

3 幹事会は、本人の申し出により、又は幹事会の決定するところにより会員を休会扱いとすることができる。

(役員)

第4条 本会には次の役員を置く。

幹 事 長 1名

幹事長代行 1名

副幹事長 若干名

幹事相談役 若干名

幹 事 若干名

2 各役員任期は、定時総会で定めた日より1年とする。

3 幹事長は本会を代表する。

4 幹事長代行若しくは副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長欠けたるとき又は幹事長事故あるときは幹事長の職務を代行する。

(総会)

第5条 定時総会は年1回行う。

2 臨時総会は幹事会において必要と認めたとときに行う。

3 幹事長は総会を招集し、議長となる。

4 総会における議事は、出席会員の過半数を以て決する。但し、可否同数のときは議長がこれを決する。

5 総会においては次の事項を議決する。

一 会則の改正及び会則に基づく規約の制定若しくは改廃に関する事項

二 役員を選任に関する事項

三 幹事会において総会に付議する必要を認めた事項

(幹事会)

第6条 幹事会は第4条の役員を以て組織する。幹事会は本会の運営に当たる。

(部会、委員会)

第7条 本会は総会の決議又は幹事会の決定に基づいて部会又は委員会を設けることができる

(相談役)

第8条 本会に相談役を置く。

2 相談役は幹事会が選任する。

3 相談役は会務の運営その他重要な事項について幹事会の諮問に応じる。

(協賛会員)

第9条 幹事会は、会員が推薦する会員以外の者を幹事会の決定するところにより協賛会員と認定することができる。

2 協賛会員は、本会の行事中幹事会が決定する行事に幹事会の決定するところにより参加することができる。

3 幹事会は、協賛会員の認定を幹事会の決定するところにより取り消すことができる。

(会計)

第10条 本会の会計年度は2月1日に始まり翌年1月31日に終わる。

- 2 本会の経費は会員の寄付金を以てこれに充てる。
- 3 本会の資産は幹事会が管理する。

平成4年3月6日制定

平成14年3月23日改正

平成16年1月9日改正

(附則) この会則の一部改正は、平成16年4月1日から施行する。

第1条 平成16年度の役員任期は平成16年4月1日に始まり平成17年1月31日に終わる。

第2条 平成16年度の会計年度は平成16年4月1日に始まり平成17年1月31日に終わる。

---

## PA会慶弔規定

PA会員等についての慶事及び弔事に関しては原則として以下により祝意又は弔意を表す。

1. 慶事に関する祝意は下記の方法によって表す。

(1) 会員が叙勲を受け、褒章を受章し又はその他の表彰を受賞したときは、幹事長より祝詞を送る。会員の婚姻等の慶事についても同様とする。

(2) 春の叙勲者、褒章受章者、その他の表彰受賞者には、受章祝賀会又はこれに代わる催しに招待し、祝意を表す。会員の白寿、米寿の慶事についても同様とする。

(3) 春、秋の叙勲者、褒章受章者、その他の表彰受賞者には、忘年会又は新年会を兼ねた祝賀会に招待し、祝意を表す。

(4) 会員以外の弁理士が叙勲を受け又は褒章を受章したときは、幹事長より祝詞を送る。

2. 弔事に関する弔意は下記の方法によって表す。

(1) 下記の者が死亡したときは弔電による。

会員

PA会に貢献した会員の近親

会員以外の日本弁理士会（弁理士会を含む。以下同様）の正副会長、理事、常議員会議長又は監事長の経験者並びにその他日本弁理士会に貢献した弁理士

(2) 下記の者が死亡したときは、弔電の他、花輪、生花又は香典を供する。

本会幹事長経験者

会員であって日本弁理士会の正副会長、理事、常議員会議長又は監事長の経験者並びにその他日本弁理士会に貢献した弁理士

PA会に貢献した会員

PA会に特に貢献した会員の近親

付記 日本弁理士会に貢献した会員、PA会に貢献した会員又はPA会に特に貢献した会員の近親への弔意並びに花輪、生花、香典の額は、PA会との関係、経歴等を考慮して幹事会が決定する。

平成4年3月6日制定

平成14年3月23日改正

## PA会入会申込および住所等変更届

- 1) PA会ではより多くの方々に入会して戴くべく、広く門戸を開放しておりますので、お知合いの方で未加入の方がありましたら、是非ともPA会への入会をお勧め下さい。

入会を希望される方がおられるときには、その旨をPA会幹事長または幹事（PA会名簿を参照下さい）までご連絡下さい。

幹事長または幹事は、入会希望者および紹介者を庶務幹事に連絡します。それを受けて、庶務幹事は、PA会入会申込書を紹介者または入会希望者に送付します。PA会入会申込書は、次頁の様式で必要事項を記入して戴くようにしておりますので、これをコピーしてご記入戴いても構いません。申込書に所定事項を記入の上、幹事長あてに申込書をお送り下さい（入会申込書の「紹介者」の欄については、紹介者があればご記入下さい）。

- 2) 幹事長は、幹事会に入会の承認、異議を諮り、異議がなければ、入会を承認したものとして、庶務幹事より新入会員へ、会員名簿、幹事会の構成メンバーの紹介、アンケート用紙等を送付します。

会員の連絡先住所、事務所名、電話番号、FAX番号、メールアドレスなどの変更・追加につきましては、以降のPA会からの案内、会員名簿や会員連絡網などの整備の万全を期すべく、なるべく早目に幹事長にご連絡下さい。便宜のために次頁の様式をコピーしてご記入戴くか、あるいは変更事項のみをご連絡戴いても結構です。

- 3) PA会への入会申込および住所等変更届は、下記URLのPA会ホームページから行うこともできます。

<http://www.pa-kai.com>

更新：2008年9月



# PA会入会申込書

平成 年 月 日

フリガナ					生年月日
氏名					19 年 月 日
登録番号			紹介者		
専攻	法律・機械・電気・電子・化学・物理・金属・その他 ( )				
専門分野	ソフトウェア・バイオ・				
連絡先住所 事務所名 (会社名)	〒 -				
	T e l		F a x		E-mail
自宅	T e l		F a x		
入会希望 作業部会	第1希望		第2希望		
入会希望 同好会	ゴルフ・麻雀・テニス・スキー・ボーリング・囲碁・ソフトボール・ アウトドア・スクーバダイビング				
趣味					
弁理士会希望委員会	第1希望				
			第2希望		

# PA会住所等変更届

平成 年 月 日

フリガナ 氏名					
登録番号					
変更 の 内 容	氏名				
	事務所名 (会社名)				
	住所	〒 -			
		T e l		F a x	
	自宅	T e l		F a x	
その他					



# 編 集 後 記

穂 坂 道 子

PA会誌第29号が、ようやく発行に至りました。原稿の執筆を引き受けていただいた方々を始め、多くの方々のご協力をいただき実現した発行です。

PA会は800余名の会員を抱える歴史のある会派であり、毎年、その時々  
の担当者が工夫を凝らして会誌の企画制作を担当してきました。その中で、  
第29号の発行を担当させていただいたことをたいへん名誉に思うと同時に、  
重責に身の縮まる思いです。振り返れば至らぬ点ばかりでしたがどうかご容  
赦ください。

PA会誌第29号での狙いは、オモテ表紙とウラ表紙に集約されているかも  
しれません。オモテ表紙として、素朴な力強さと新しい息吹を感じていただ  
くべく「大麦」の写真を採用することに決定した後、ウラ表紙はどうし  
ようと数人で検討しました。2010年の記録的な猛暑の時期がちょうど会誌制作  
の時期にあたり、一杯の「ビール」への恋焦がれる思いから、冗談で「大麦  
を原料とするビール」と提案したところ、「一杯やりながら軽い気持ちで会誌  
に目を通してほしい」という伊東幹事長の一言に背中を押され、決定した次  
第です。

様々なわがままを前向きに捉えて会誌の発行に尽力して下さった東洋法規  
出版の吉川氏と鯨井氏に感謝しつつ、この会誌を皆様のもとにお届けします。

## 【表紙写真の出典】

オモテ表紙：「ゆんフリー写真素材集」より「麦の穂」  
Photo by (c)Tomo.Yun (<http://www.yunphoto.net>)

ウラ表紙：「写真素材 足成」より

## PA 第29号

平成22年10月7日発行

発行者 PA会幹事長 伊東 忠重

編 集 PA会幹事会会報部会

印刷・製本 東洋法規出版株式会社

**PA**

